

事項一二 「ブ ラ ジ ル」移 民 関 係 雜 纂

三六五 一月十四日 在サンパウロ松村總領事ヨリ
内田外務大臣宛

新井書記生サントス出張復命書進達ノ件

附 屬 書 一月十四日附右復命書

記一 大正七年一月五日附在サンパウロ松村總領事
ヨリ本野外務大臣宛通公第一一〇号

新来移民保護監督ノ為サントス港ニ出張セル

荒井通訳官サントス出張復命書送付ノ件

二 大正七年七月二十五日附在サンパウロ松村總
領事ヨリ後藤外務大臣宛通公第一一〇号

荒井通訳官サントス出張復命書送付ノ件

通公第九号

大正八年一月十四日

(六月十七日接受)

在サンパウロ

総領事 松 村 貞 雄(印)

外務大臣子爵 内田 康哉殿

新来移民保護監督ノ為メ新井書記生ニ「サントス」出張ヲ

命シ候処紙復命書提出致候ニ付爰ニ及進達候 敬具

(附屬書)

三名現レタルカ他ニ伝染スルコトナク罹病後數日ニハ悉ク全快シ何等事ナキヲ得タリ

其後以上ノ諸病ノ如ク危険性ヲ帶ヒタル病疫發生シテ船内ノ平和カ乱サルルコトナカリシモ爰ニ其他ノ疾病乃至事故ニヨリ前後四名ノ死亡者ヲ出セル一事ヲ記セサル可カラス右死亡者四名ノ中一名ハ鹿児島県人家長久保太市長男定造十歳ナルモノニシテ十月三十日夜上甲板ヨリ船倉内ニ墜落頭部其他ヲ粉碎シテ非業ノ最後ヲ遂ケタルナリ尚其顛末ヲ略述ゼンニ神戸港ヲ発シテ既二十有余日ヲ閱シ船ハ正ニ印度洋上ニ在リ、該船々内ノ暑ヲ輕減セシム可ク前記船倉ノ蓋ヲ除キ三等船客室ヘノ通風ニ便セシメタルニ其ノ結果トシテ狭隘ナル船中ニ危険ナル箇所ヲ生セシメタルニソ其危険ヲ除去ス可ク船中各所ニ船長ノ名ヲ以テ其附近ニ苟シクモ立チ寄ルヲ厳禁セル旨ノ注意書ヲ提シタルト同時ニ其周囲ニ麻繩サヘ運ラシ以テ万二ニ備ヘタリ

然ルニ前記鹿児島県人久保太市ノ妻「マン」ハ船長ノ注意ヲ無視シテ長男以下ノ子女ヲ携ヘテ十月三十日夜船中禁制ノ場所ヘ臥シ睡眠ヲトリタルヲ以テ抑々不幸変死者ヲ出セル直接原因トス從ツテ変死者ヲ出セル責ノ果シテ那辺ニ

二二 「ブラジル」移民関係雑纂 三六五

大阪商船会社布哇丸ハ伯国移民三百六十七名搭載客年十月二十日神戸港解纏、六十有余日ニ亘ル長途ノ航海ヲ終ヘ同十二月二十七日午後四時半伯国「サントス」港ニ着セリ該船今回ノ航海ハ途何等怖ル可キ颶風暴風ニ遭遇スルコトナク至極平穏ノ裡ニ終了セラレタルモ出港スルヤ例ノ悪性流行感冒ニ襲ハレタルノミカ途中三名ノ病死者ト一名ノ変死者トヲ出セルハ誠ニ悲シム可キコトナリトス

左ニ是等顛末ヲ少シ略記ゼンニ先ツ該船ノ神戸港ヲ發スルヤ數日ヲ出テサルニ悪性感冒ノ船内ニ發生スルアリ船長以下海員ノ過半ハ之ニ感染シ果テハ船ノ操縱上非常ナル手不足ヲ來シ其儘航海ヲ断行スルコト能ハス一時ハ停船ヲ断行スルノ止ムナキニ垂ントセシモ辛シテ悪疫ヲ一掃シ其難局ヲ打破シテ以テ航海ヲ持続シ得タル程ニテ従ツテ船客モ一、二、三等ヲ通シテ殆ント全部是ニ感染シ悲惨ヲ極メシモ之カ為メ一人ノ犠牲者ヲモ出ササリシハ幸ナリキ右惡性流行感冒ニ次イテ更ニ赤痢病ノ症状ヲ呈セル患者兩

シ僅カ船客三百六十七名中変死者一名ヲ除キテ三名ノ病死者ヲ出セル事実ヨリ見レハ船内ノ衛生状態甚タ悲シム可キモノアルヤニ似タレトモ却ツテ一般移民ノ健康状態ハ良好トモ言フ可ク一二ノ輕症脚氣患者ヲ除キテハ一行中ニハ重病ニ悩サレ上陸後「サンントス」「サンパウロ」両市間ノ短距離旅行ニ得堪ヘスシテ直接「サンントス」市ナル慈善病院ニ入院加療スルノ止ムヲ得サル者ノ如キハ更ニ一人モ存セサリシニ徵シテ概シテ良好ナリキ

繫船午後四時半日没モ近ク迫マル時刻トテ移民ノ上陸ハ翌日午前十時開始セラレ次イテ翌日予定時間ニ愈々上陸ハ開始セラレタル次第ナルカ其上陸状況タルヤ移民數僅少ナリシニ基ツキアイニクノ雨天ニモ不拘サシタル混乱雜沓モナク相当ノ秩序ヲ保チ終始セラレヌ

斯クテ上陸後ノ移民ノ三百六十七名ハ「サンパウロ」市ナル移民収容所向ケノ移民列車ニ分乗約七時間ノ後ニハ無事収容所ニ一同安着セリ前便讚岐丸ニテ渡米セル移民組合扱第六回移民カ「サンントス」港到着ノ際ニハ既ニ報告済ミノ通リニ「サンントス」並ヒニ「サンパウロ」両市ニ悪性ナル流行感冒漫延シテ激烈ヲ極メ該移民船ノ入港手続其他ニ尠

ナカラサル困難ヲ來シタルノミカ上陸後ノ移民モ從来ノ移民収容所ハ該流行病患者収容加療ノタメ臨時病院ニ当テラレタルノ結果其収容所ニ入ルヲ得ス是ハ該病疫ニ依リテ閉鎖サレタル或小学校ノ臨時移民収容所ニ収容セラレタリ右臨時収容所ノ収容能力ハ毫千七百余名ノ移民ヲ収容ス可ク聊カ不充分ノ嫌アリタレトモ幸ニ一部条理ヲ解セサル者共ノ不平ヲ見タルヲ除キテハ大体ニ於テ却ツテ満足ノ意ヲ表シツツ其処ニ留マル數日各自耕地ニ分配セラレタリ然ルニ今回ハ例ノ悪疫モ全ク平熄シテ仮病院ニ充ツ可ク一時閉鎖サレタル移民収容所モ再ヒ旧ノ移民収容所ニ復シ爰ニ今回ノ新来移民ハ収容セラレタルコトトシテ収容所内ノ二三日ノ生活ニ対シテ満足ノ意ヲ表シテ契約移民ハ其耕主ノモトニ呼寄移民ハ其呼寄人ノモトニ夫々発送セラレタリ

右及復命候也

大正八年一月十四日

在サンパウロ

外務書記生 新井竜雄

(附記一)

大正七年一月五日附在サンパウロ松村總領事ヨリ本野外務大臣宛通公第一号
新来移民保護監督ノ為サントス港ニ出張セル荒井書記生復命書
送付ノ件

通公第一号
(二月十六日接受)
大正七年一月五日

在サンパウロ

総領事 松村 貞雄(印)

外務大臣法学博士子爵 本野 一郎殿

伯刺西爾移民組合第三回(若狭丸搭載)移民千七百四十四名客月二十八日「サンントス」港ニ着致候ニ付其保護監督ノ為メ當館在勤荒井書記生ニ同港ニ出張ヲ命シ置候処今般紙ノ通リ復命書差出候ニ付茲ニ及転送候条御查閱相成度此段申進候

敬具

(別紙)

伯刺西爾移民組合第三回移民着伯ニ際シ保護

監督ノ為メ命ヲ帶ヒ十二月二十八日「サンントス」

ス」港出張復命書

客年十二月二十八日日本郵船会社船若狭丸伯刺西爾移民組合第三回移民千七百四十四名ヲ搭載シ當國「サンントス」港

二二 「ブラジル」移民関係雑纂 三六五

三六三

禁制シ居ルヲ以テ動モスレハ當番ノ役人等ハ上命ナリトシテ領事館員等ニ対シテモ失礼ノ態度ニ出ツル事往々アリト聞ケルヲ以テ)且ツ關係日本人ノ上船ニ閂スル便宜手続ヲ為セリ

港務長官、「サンパウロ」移民収容所長及「サントス」港移民官等ト共ニ船上ニ赴キ検疫官ノ船医ニ対スル尋問税関長ノ船長ニ対スル執務上ノ会話移民収容所長ノ間答等ニ立チ会ヒタルカ孰レモ懲勤寛遇ヲ極メ唯彼等カ事務長及船医ト直接問答ノ際言葉ノ関係上少シク小官カ之ニ関係セシ外

総テ円満ニ事務ヲ了シ何等特ニ小官カ之ニ立チ入ラサルヘカラサルカ如キ難事無ク検疫ノ如キモ唯船医ノ署名ヲ以テ之ヲ通過セシメタルカ如キハ必スモ目下「サンパウロ」州ニ於テ甚タシク労働者ノ欠乏感シ居ルカ為メノミトモ解スヘカラサル廉アリテ伯国官憲カ我日本人ニ対シテ相当好意ヲ表シ居ルニ由ルモノナリト云フ印象ヲ得タリ廳テ船ト伯国官憲トノ間ニ行ハル通例事務ノ終結ヲ見ルヤ小官ハ船長及其他ノ船員ニ就キ航海中ノ模様ヲ聞キタルニ今回ハ前回ト異ナリ航海頗ル平穏ニシテ移民ハ比較的愉快ニ航海セルノミナラス彼等ノ多数カ沖繩県民ナルタケアリテ甚タ柔順ニシテ喧嘩口論等更ニナカリシハ又彼等ノ頗ル仕合セトセル所ナリト航海中出生八件アリタルカ同時ニ死亡七件ヲ出シタルハ遺憾トスル所ナリ然レトモ死亡者七名ノ中肺氣腫患者タリシ成年者一名ヲ除ク外他ハ悉ク一歳ノ嬰兒ニ

シテ生來貧弱ナル者カ氣候ノ激変ニ堪ヘスシテ死亡シタルモノナル事ハ其死因カ氣管支肺炎等ニアルヲ以テ知ルヘシトノ事ナリ尚ホ右ノ事実ハ嬰兒ヲ乗船セシムルヨリモ產婦カ船上ニ於テ分娩スル方却テ成績良好ナルヲ示スモノノ如シ

後小官ハ事務長ノ案内ニヨリ移民ノ船室便所浴場病室等ヲ視察シタルカ千七百名以上ノ移民ヲ搭載セル船トシテハ比較的清潔ニシテ且ツ相当整頓シ居リタルハ當該船員カ不尠苦心セル形跡ヲ認メラレタリ又病室ニ於テハ十四名ノ患者ヲ視タルカ此等ノ中二名ノ重症者ヲ除ク外他ハ氣管支炎脚氣流産等ノ患者ニシテ上陸ニハ差支ナキモ二名ノ重症患者ハ急速陸上手当ヲ施スノ必要アリトノ事ナルヲ以テ小官ハ移民官ニ談シ当夜直ニ「サントス」港病院ニ収容セシメタルカ翌朝ニ至リ聞ク所ニ拠レハ二人共死亡セリトノ事ナリシテ移民全般ノ服装及動作ハ流石ニ沖繩県民カ全數ノ四分ノ三ヲ占メ居ル丈ヶ頗ル質素ヲ極メ到テ労働者のナリシハ伯國側ノ労働需要者ニ好キ印象ヲ与ヘタル事ト信ス但シ沖繩県民中婦女ニシテ他人ノ最モ注意ヲ惹ク手ノ表側ニ入墨ヲ施シタル者アルヲ認メタルカ是ハ外国人殊ニ風采ヲ重

シシ皮相的視察ヲ以テ直ニ全般ヲ推断スル南米人ヲシテ日本（外国人ハ沖繩県トハ言ハス）ノ開明ノ度ヲ疑ハシムルモノト云フヘシ若シ夫レ五六ノ絹布ヲ纏ヘル者ニ到リテハ労働ヲ目的トセル移民トンシテ矛盾ノ感ヲ与ヘタル者ナレトモ孰レモ婦女子ニシテ始メテ上陸スル異国ニ醜態ヲ演セサルヘシト云フ一種ノ愛國的「ヴァニティ」ニ鑑ミレハ左程大シテ咎ムルノ必要モナカラシ況シヤ其數カ僅々十ヲ出テサルニ於テオヤ

斯クテ二十八日ノ夜ハ十一時頃迄荷物御ヲ為シ翌二十九日ハ午前八時ヨリ移民ノ上陸ヲ開始シ移民官及移民組合員ハ出口ニ立チテ一々其人間違無キヲ正シタル上上陸セシムル次第ナルカ移民側ニ於テハ秩序甚タ整然何等混雜ヲ見サリキ仍テ之ヲ當局船員ニ質シタルニ上陸ニ付テハ通常有リ勝チノ混雜ヲ避クル為メ是迄ノ経験ニ鑑ミ兼テ上陸練習ヲ為シタル結果ナリト答ヘタリ即チ船員ノ用意周到ナルハ洵ニ賞讃スヘキモノアルニ引キ換ヘ移民組合員（但シ「リベロン、プレト」出張所ノ明穂ヲ除ク）ノ狼狽振りハ寧ロ滑稽トナスヘキモノアリタリ

斯クテ午前十時半殆ント全部ノ上陸ヲ遂ケタルカ客車不足

ヤ

(附記二)

大正七年七月二十五日附在サンパウロ松村總領事ヨリ後藤外務

大臣宛通公第一一〇号

荒井通訳官サントス出張復命書送付ノ件

通公第一一〇号

大正七年七月二十五日

(十一月十八日接受)

在サンパウロ

總領事 松村 貞雄(印)

外務大臣男爵 後藤 新平殿

尚ホ前後死亡者中三名ハ孰レモ肺病患者ナリシトノ事實ハ
(移民取扱人ヨリ移民上陸後ノ狀況ニ閑スル報告未提出ナ
ルヲ以テ之ヲ詳知スルヲ得サレトモ)日本ニ於ケル健康診
断ノ正確ヲ疑ハシムルモノアリテ斯クテハ遂ニ伯國衛生官
憲ヨリモ信用ヲ失スルニ到ルノ虞ナキニアラサルヲ以テ須
ク今ノ秋ニ於テ此ノ一事ニ注意シ適宜矯正ノ方法ヲ講スル
ノ要アルヘシ況シテ「サンパウロ」州ノ氣候ハ肺病患者ニ
ハ最モ不良ニテ輕微症モ此ノ地ニ來ル時ハ忽チ重症ト変ス
ルヲ常トスト称セラルレハ益々以テ此ノ点ニ一層ノ注意ヲ
払フノ要アルヘシト思ハル

尚ホ一ツ注意スヘキハ「ミナス」州行移民視察ノ為メ「サン
パウロ」迄態々出張シ来リシ同州移民官ハ我移民ニ対シ
頗ル良好ナル印象ヲ持チテ帰リタル事ニアリトス

右復命候也

大正七年一月三日

在「サンパウロ」總領事館

外務書記生 荒井 金太(印)

總領事 松村 貞雄殿

伯刺西爾移民組合取扱第四回移民千八百六十一名ヲ搭載セ
ル日本郵船会社若狭丸大正七年七月十七日「サントス」港
ニ到着セルヲ以テ其狀況視察ヲ兼ネ保護監督ノ目的ヲ以テ
荒井通訳官ニ同港出張ヲ命シ置キ候處今般別紙ノ通り復命
書提出候ニ付キ右及転送候條御閲覽相成度此段申進候

ニ到着セルヲ以テ全然根滅ニ帰セシ事ヲ認メタルカ故ナリ

斯クテ移民官、税關官吏、水上警察官等來船シ制規ノ検査

其他通例事務ヲ執行シタルカ孰レモ何等故障ナク通過シ廳

テ移民上陸ノ許可ハ与ヘラレタリ如此ク總テニ於テ若狭丸

カ多大ノ便宜ヲ得タルハ之ヲ要スルニ伯國官民カ今ヤ大ニ

我移民ヲ歓迎シ居ル証左ト看做シ得ヘキハ言ヲ俟タサル所

ナルカ経験アル我船員ノ伯國官憲ニ對スル交際振リノ頗ル

宜シキヲ得タルト他方移民組合員カ近來大ニ勉強シテ其職

責ヲ自覺シ移民引キ継キ事務ニ對シテ用意周到ナリシモ亦

与リテ大ニ力アリシハ之ヲ認メサルヘカラス

然リト雖モ小官カ今回ノ出張ニ際シ深ク遺憾トセシ所ハ移

民組合員カ所謂移民会社ナルモノノ旧来ノ弊風ヲ脱シ得サ

ルモノカ彼等ハ勤モスレハ帝國官憲ノ現在ヲ嫌忌スルカ如

キ傾向アルト同時ニ之ニ對シテ隠匿的ニシテ開放的ニアラ

サルノ一事ナリトス小官ハ移民組合員ナル者カ何理由ヲ以

テ斯ル行動ヲ敢テスルカノ魂胆ハ之ヲ詳ニセサレトモ現時

(一)出張ノ目的及出張地到着 伯刺西爾移民組合取扱第四回
移民千八百六十一名ヲ搭載セル日本郵船会社船若狭丸大正
七年七月十七日「サントス」港ニ到着セルヲ以テ該移民ノ
狀態視察ヲ兼ネ保護監督ノ目的ヲ以テ同港ニ出張ヲ命セラ
ル是ヨリ先若狭丸ハ七月十六日ニ入港スルノ予報アリタル
ヲ以テ同日「サントス」ニ出張シ先ツ同地當該官憲ヲ歴訪
シ帝国總領事館員ノ現在ヲ承知セシメ置ケリ蓋シ其現在ト
不在トハ移民上陸其他ノ關係ニ於テ多大ノ差アルヲ認メタ
レハナリ

(二)移民船入港前後ノ模様 若狭丸カ愈々七月十七日早朝
「サントス」港ニ入港スルト判明スルヤ予テ神戸出帆早々
流行性脳脊髓膜炎患者ヲ出シタル報道ヲ得テ警戒一方ナラ
サリシ伯國衛生官憲ハ船到着ノ際ニ於ケル出迎及其他ノ者ノ
入船ヲ制限スル等便宜適當ノ手段ヲ講シ警戒ヲ怠ラサリシ
カ船ハ十七日午前七時半入港シ船内一般衛生状態ノ検査ハ
直ニ當該伯國官憲ニヨリテ行ハレタルカ予想ニ反シ甚タ簡
單ニシテ該官憲ハ啻航海中ニ於ケル一般衛生状態ノ訊問又
ハ関係書類ノ検閱ヲ為シタルニ過キシテ殆ント平常ノ場
合ト異ナル所ナカリキ蓋シ船内ノ一般状態頗ル良好ナリシ

ノ如キ日本人ノ伯国発展ニ取リテ千載一遇ノ好機ト称スヘ
キ秋ニ際シ又在留日本人ノ一般協力努力ヲ切ニ要スル時ニ
当リ彼等力尚ホ既記ノ如キ行動ニ出スルハ甚タ遺憾トスヘ
キ所ナリトス

(3) 移民上陸ノ模様 昨日ノ快晴ニ引キ替ヘ今日(十七日)
ハ生憎雨天ニテ移民ノ上陸ニ不便尠カラサリシカ如キモ上
陸ハ午前十一時三十分ヨリ開始セラレ午后五時ニ到リテ全
部ノ終了ヲ告ケ間モ無ク二十二台ノ列車ハ彼等ヲ搭載シテ
「サンパウロ」ノ移民収容所ニ向ツテ出發セリ其ノ間秩序
整然トシテ何等混雜ノ状ヲ呈セサリシハ船員及移民組合員
ノ経験ト移民輸送委員ノ船内教育ノ実効歴然タルモノアル
ヲ認メスンハアラサルナリ
又移民ノ服装其他ニ関シテハ是迄兎角ノ議論ナキニアラサ
リシカ今回ノ移民ハ孰レモ移民ラシクシテ伯国側ニ頗ル好
キ印象ヲ与ヘタルモノノ如シ蓋シ此ノ一事ハ近來移民原產
地及出港地等ノ各地方官憲ハ勿論移民取扱人ニ於テモ多年
ノ経験ニ徴シ此ノ方面ニ向ツテ注意ヲ怠ラサリシ事ヲ認メ
シムルト同時ニ移民自身ニ於テモ漸次移住ノ目的ト移住地
ノ事情ヲ諒解シ来リシ事ヲ知ラシムルモノト云フヘン

多少参考トモナリ得ヘキモノト思量セラルルヲ以テ爰ニ之
ヲ附記スル事トナシヌ

(1) 法ノ不備? 流行性脳脊髄膜炎ハ決シテ新シキ病氣ニア
ラスシテ立派ナル伝染病ナル事ハ今日何等疑ヲ容レサル
所ナル由ナルニ日本ノ衛生又ハ船舶検疫ニ関スル法規中
ニハ未タ之ニ対シテ適當ナル条項ナシトノ事ナルカ(館
務多忙ニテ精査ノ暇ナキヲ以テ今ハ姑ク聽キ取りノ儘ヲ
記スル事トナシヌ) 是カ果シテ事実ナリトセハ若狭丸搭
載移民今回ノ不幸ハ是ノ辺ノ事情ニ胚胎スルモノナルヘ
ケレハ當局ハ須ク法ノ不備ヲ修補スヘキナリ
又此ノ法ノ不備ハ独リ海上旅行者ニ不幸ナル結果ヲ來ス
ノミニアラスシテ寄港地外国衛生官憲ヲシテ日本ノ海港
衛生權威ニ対スル信用ハ勿論延テハ帝国医学ノ進歩ヲモ
疑ハシムル虞アルヘケレハ茲ニ記シテ敢テ當該者ノ特別
ナル注意ヲ喚起セント欲ス

(2) 不幸ハ不幸ヲ産メリ 若狭丸カ今次ノ航海中新嘉坡ニ
於テ一ヶ月ニ垂ントスル長時日ノ碇泊ヲ為スニ到リタル
ハ全ク伝染菌ヲ搭載シテ神戸又ハ門司ヲ出帆セルニ基因
スルモノニシテ此ノ不幸ハ更ニ左記ノ不幸ヲ産メリ

斯クテ小官ハ出張ノ任務ヲ果セルモノト思量セルヲ以テ十
七日午后ノ終列車ニヨリテ「サンパウロ」ニ帰着セリ
尚ホ不幸重病ニ罹リテ上陸ノ際動クコトスラ不可能ナリシ
者六名アリシカ是ハ不敢「サントス」港ノ慈善病院ニ收
容スルコトナシタルカ其後ノ報告ニ拠レハ孰レモ死亡シ
タリトノ事ナリ

(4) 其他注意スヘキ事項 惟フニ若狭丸今次ノ航海ハ其出發
点ニ於テ不幸ナリシ為メ航海中不幸ニモ未曾有ノ大多数六
十有余名ノ死者ヲ出シタル次第ナルカ是ニ関スル船長以下
其他乗組員ノ供述ニ基ク左記ノ事項ハ當該関係者ニ取リテ

船カ如何ニ準備ヲ周到ニナシタレハトテ一ヶ月ニ近キ長
時間一所ニ碇泊ヲ余儀ナクセラレテハ食糧品ニ欠乏ヲ來
スハ甚タ自然ニシテ是カ応急措置ハ亦正ニ為ササルヲ得
サル所ナリトス然レトモ斯クノ如クニシテ購得セル臨時
品ノ理想ニ遠サカルハ蓋シ当然ニシテ幾多脚氣患者ヲ出
シタルカ如キハ洵ニ是ニ原因スト称セラル必ラスシモ
理由ナキニアラサルヘシ又熱帶ノ海上ニ千八百有余名ノ
下等船客カ一ヶ月ニ近カランツスル長期間上陸モ出来ス
設備ノ完全ヲ期シ難キ甲板下ノ下等船室ニ蟄居セシメラ
レテハ如何ナル強壯者モ其健康ヲ害スルニ到ルヘキハ甚
タ自然ニシテ、殊ニ婦女船客就中產後嬰兒ヲ乳育シツツ
アル婦女子ノ到底堪ヘ得ヘキ所ニアラサルニ加ヘ新嘉坡
出帆後不幸ハ更ニ他ノ不幸ヲ招キタルモノカ海洋甚タ穩
ナラサリシ為メ彼等ハ船量ニ惱マサレ衰弱ニ衰弱ヲ重ネ
タリ其結果トシテ母乳ノ不足又ハ絶対杜絶ヲ來シタルヲ
以テ船ニ於テハ是カ応急手段トシテ罐詰「ミルク」等ヲ
給与シタレトモ斯クノ如キモノノ使用ニ慣レサル母兒ハ
又遂ニ營養不良不足ヲ來タシ為ミニ航海中五十有余名ノ
小兒死亡者ヲ出スニ至レリト云フ

之ヲ要スルニ今次ノ若狭丸ノ航海ハ天災トモ称スヘキ不幸ノ歴史ニヨリテ満サレ居ルモノナレトモ之ヲ一概ニ天災トノミ觀過スルハ未タ用意ノ周到ヲ期スルモノト云フシ船会社ニ於テハ相當乗組衛生委員ヲ増加スル等ノ議ハ慎重以テ考量スヘキ事項ニ属スレハナリ況ニヤ僅々二名ノ医員カ一日三百名以上ノ患者ヲ診察シタルカ如キモ斯クノ如キハ効果アル診察ヲ為ス所以ニアラサル事ハ何人モ否定シ得ヘカラサル所ナルニ於テオヤ又家族移民ヲ搭載スル船舶ニ相當看護婦ヲモ増員スルハ又正ニ当然ノ事ナリトス

(八)出帆前注意周到ナルヘシ 出帆港ヲ可成健康地ニ選フ事ハ言ヲ俟タサル所ニシテ尚ホ検疫消毒ヲ一層厳ニシ苟モ伝染病存在ノ嫌疑アル時ハ学理ノ命スル(法規不完全ナル時ハ学理ニ拠ルノ外ナシ)期間出航ヲ停止シ健康ノ確証アルニ於テ始テ出帆スヘシ然ラサレハ今回ノ如ク数日ヲ急キタル為メ却テ一ヶ月ニ近キ時日ヲ熱帯海上ニ苦過シ既記ノ如キ不幸ナル結果ヲ見タルハ以テ大ニ後日ノ鑑ミトナスヘキナリ

(二)船会社ハ可成移民船ノ航海日数ヲ短縮スル方法ヲ講究スヘキナリ 船カ移民ヲ搭載シ居ル間ハ石炭ノ積込ミ等ニ必要止ムヲ得サル時日ノ外可成各港ニ碇泊ノ時間ヲ短縮シ移民ヲシテ航海ノ不快ヲ短減スルニ勉ムルヲ要ス蓋シ在船時間ノ短縮ハ移民ノ精力及体力ノ減滅ヲ防ク所以ナレハナリ此ノ点ハ伯刺西爾移民ノ如ク多数ノ婦女子ヨリ成ル家族移民ヲ運搬スル船舶関係会社ノ特ニ考量ヲ要スル所ナルヘシ

(九)移民搭載數減少論ニ就テ 航海日数ヲ減シ且ツ乗組衛生掛員ノ數ヲ充分ナラシムル事ニ努ムレハ移民搭載數ヲ減スルニ勝ルモノアルヘシ尤モ船会社ニ於テ充分ノ船腹ヲ準備シ搭載理想數例ヘハ千五百人以下ニ迄之ヲ短減スル事ヲ為シ得ルニ於テハ何等議論ヲ挿ムノ余地ナキモ若シ之レニ反シテ船腹充分ナラサルカ為メ是カ實行甚タ困難ナリトセハ船員モ船客モ現時ノ如キ特別ノ場合ヲ考量ニ置キ非常特別ノ努力ヲ敢テスルノ覺悟ナカルヘカラサルナリ加之移民搭載ノ多キハ必スシモ移民ノ衛生ニ特ニ甚タシク有害ナリト云フヲ得サルノ例ハ前航海ノ若狭丸ニ於テ之ヲ観ルヲ得ヘシ即チ同船ハ千七百四十四名ノ多數ヲ搭載シ来リタルモ航海日数今回ノ八十四日間ニ比シ

五十五日ニシテ死亡者ノ數ハ今回ノ六十三名ニ比シ七名ニ過キサリシナリ

右復命候也

大正七年七月二十五日

在サンパウロ日本總領事館

公使館二等通訳官 荒井金太(印)

在サンパウロ

総領事 松村 貞雄殿

三六六 一月二十七日 在伯國堀口公使ヨリ

対伯國啓發運動ノ為必要ナル機密費支出方稟

請ノ件

政機密第三号

大正八年一月二十七日 在伯

特命全權公使 堀口九萬一(印)

外務大臣子爵 内田 康哉殿

南米諸國ニ於ケル本邦人ノ增加ニ伴ヒ排日的氣運漸ク發生セントスルノ兆候アルヲ以テ之ヲ未然ニ防止センガ為南米

一一一 「ブラジル」移民関係雑纂 三六六

「ブラジル」移民関係雑纂

三七

易会社員、渡辺商事会社員其他ノ小ナルモノニ至リテハ屈指ニ勝ヘザル程ニシテ) 每船必ズ二三本邦人士ノ来伯ヲ見ザルコトナシコレ誠ニ将来ノ為メ喜バシキ現象ナリ茲ニ於テカ当地英米商人中ニハ目ヲ聳テ之ヲ嫉視スルモノナキニアラズ然ルニ實際ニ於テ右諸会社中新事業ニ著手シタルモノハ未ダ一モ之レナキニ既ニ如此ク痛クモナキ腹ヲ搜ラルルガ如キ有様ナレバ今ノ内ニ於テ時ニ及ンデ須ク之レニ対シテ適當ナル手段ヲ以テ其ノ嫉視ヲ転換緩和スルノ策ヲ講ゼザルベカラズ尚又当國ニ於ケル本邦移植民ノ渡來數モ漸次増加ノ勢ナルヲ見テ葡、西、伊諸国ハ之ヲ以テ自己ノ繩張区域ヲ侵サルモノ如ク思惟シ故ラニ我ガ移植民ヲ排

ノ都度立所ニ之ヲ是正セシメ又本邦移植民ニ対スル排斥論等掲載セラルル場合ニ於テモ時機ヲ逸セズ弁護ノ方法ヲ講ゼシムルト同時ニ一方ニ於テハ當国政界又ハ実業界ニ於ケル有力ナル人士ト玉帛贈答深ク親交ヲ結ビ置キ上述日伯関係ニ関スル諸風潮ノ起ルニ当リ臨機其ノ人ノ意見トシテ日本ニ有利ナル議論又ハ「インテルビューア」ヲ新聞ニ掲載セシムル事ハ現下並ニ将来ノ為メ喫緊要事ト存候
就テハ前陳ノ諸事情深ク御高察相成リ右費用ニ充ツル為メ此際機密費金壹万円御支出方何卒御詮議相成候様致度此段及稟申候 敬具

サレバ此等ニ備フルガ為メニ伯国ニ於テ有力ナル新聞ヲ買
又スレコトヲ得ミ更宜ヨノニトキモ之ニハ多額ノ費用ヲ要

此ノハニテ得ノ便宜ニハ上ガキニハ多密ノ費用ヲ要
スルヲ以テ今直チニ実行困難ナルベキヲ以テ責メテハ一二三
新聞ヲ或ル程度マデ我ガ薬籠中ノ物トナシ置キ別ニ能文ノ

メ一応當館ニ於テ検閲ノ上之ヲ前記味方新聞ニ掲載セシメ以テ平素間断ナク且成ルベク頻繁ニ本邦ノ事情ヲ広ク伯国

外務大臣子爵 内田 康哉殿

過般サントスへ出張ヲ命シ候當館在勤成瀬書記生提出ニ係ル別紙復命書茲ニ及進達候間御查閱相成候様致度此段申進候
敬具

新

新來移民上陸狀況視察復命書

民五十一名並ニ呼寄移民十五名等ヲ登載セル運送船若狭丸ハ一月二十三日午前サントスニ入港ス可キ旨ノ電報当地ニ到達セルヲ以テ命ニ依リ同日未明車ヲ駆ツテ辛クモ一番列車ニ投シ「サントス」ニ到着セシハ午前八時半ナリシカ該船ハ既ニ入港セリト聞キ即刻坡堵ニ至レハ今シ五番坡堵ニ繫留セントスル所ナリ其ノ作業ノ終ルヲ俟チ直ニ臨船ノ伯國官憲ニ刺ヲ通シテ上船シ移民ノ一般状況視察ノ上船長ニ就キ航海中ノ模様並ニ当日ノ検疫状態ヲ聴取シタリ

一、航海中ノ概況 本運送船ニハ小林翻訳官便乗セラレ親シク移植民ト寢食ヲ共ニセラレタルアリ且ツ若干ノ外人乗客モアリタルカ為メ移民各自ハ相互自制ニ努メ敢テ見苦シキ所為モアラス加フルニ全航ヲ通シテ風恬浪靜、船ハ坦途

一二一「ブラジル」移民関係雑纂 三六七

三六七

ヲ行クカ如キ平安ト人員ノ夥多ナラサルトハ相俟ツテ一般
衛生状態ノ佳良ナルヲ致シ殆ト常套事トモ云フ可キ船内死
亡ハ一モ之ヲ見ルコトナク却ツテ拳船女兒一名ノ出生ヲ祝
福セルノ快事ヲ齎シテ「サントス」ニ到着セリ詳細ハ小林
翻訳官ノ詳報アルヘケレハ左ニ受診患者總數百五拾名ヲ
病種別ニ掲記セン蓋シ受診數度ニ亘リタルモノモアレハ受
診延人員ハ弐千四百九拾弐人ニ達シ平均一日四拾四人半ヲ
示ス

三六七 一月三十一日 在サンペウロ松村總領事ヨリ
内田外務大臣宛
成瀬書記生サントス出張復命書進達ノ件
附属書 一月三十日附右復命書
(四月九日接受)
通公第一二号
大正八年一月三十一日
在サンパウロ
総領事 松村 貞雄(印)

一、サン・パウロ移民收容所 西班牙熱猖獗中臨時患者隔離所ニ充用セラレタル該收容所ハ今回来着ノ移民ヨリ旧ニ復シタルヲ以テ衛生上注目ス可キヲ思ヒ一月二十五日小林翻譯官ト俱ニ同所ヲ視察ス消毒等旧ニ増シテ嚴重執行セラレ港許可証ヲ交付セリト云フ

一、上陸 隅晴常ナキ天候ハ運送船ノ坡堵ニ繫留スル頃ヨリ霖雨霏々トシテ來リタルモ上陸ニハサシテ不便ヲ感スルナク正午ヨリ約四十分ニシテ全ク之ヲ終リ午後二時サン・パウロ移民收容所ニ向ケ出発セリ一婦人脚氣患者ハ担架ニテ又一分娩期ニ切迫セル婦人ハ看護人二名ノ扶助ヲ受ケツツ「サントス」ノ病院ニ收容セル外何レモ元氣旺盛ニ希望ニ輝クヲ見タリ其ノ服装ハ寧ロ華美ト思ハルモノアリ四五ノ和服着袴ノ婦人及少女ヲ見受ケタリ臨船伯國官憲及見物ノ「サントス」市民一二三ニ其ノ感想ヲ問へ一言美ナリト答ヘタルカ深ク満足ヲ表シ居ルモノト觀取セリ

一、サン・パウロ移民收容所 西班牙熱猖獗中臨時患者隔離所ニ充用セラレタル該收容所ハ今回来着ノ移民ヨリ旧ニ復シタルヲ以テ衛生上注目ス可キヲ思ヒ一月二十五日小林翻譯官ト俱ニ同所ヲ視察ス消毒等旧ニ増シテ嚴重執行セラレ

タルヤニテ移民ノ状態至極佳良ニ一神經的患者ト三感冒及胃腸加答兒患者ヲ見タルノミナリキ同日夕刻ヨリ翌二十六日ニ亘リ全部耕地ニ向ケ出發ス

大正八年一月三十日

サン・パウロ

外務書記生 成瀬廉(印)

三六八 三月十日

氏名作跡渡泊ノ多民ニ關スル件

通公第二六号

大正八年三月一日

王ナノカニノ意願事公付眞(卯)

卷之三

外志二目錄

福島縣 今於鹿音藏傳來之波牙（註）

光緒五年十一月二十四日附摺信云以元申道置候首題八件

シ本人ヨリハ本邦ニ於テ數半確定シタル旨申出候ニ就テ

結果何分ノ御回報相成候様致度此段申進候
敬具

註 日本外交文書大正五年第一冊三六〇文書

一一一 「ブラジル」 移民関係雑纂 三六八 三六九

一一一 「アラジル」移民関係雑纂 三七〇

一、金武千円也 同上 “Correio da Manhão” 同上費

(理由、上記ノ新聞ハ屢々日本移民ニ反対ナル議論ヲ)

唱道セルノミナラズ常ニ何ニ歟ニ付ケテ対日態度良好

ナラズ、一例ヲ挙グレバ前記 *Gazeta de Notícias* ノ

如キハ過般東京商業會議所副会頭山科礼藏氏來伯ノ際

針小棒大シテ南米黃禍ノ端ナドト毒筆ヲ弄スルニ至リ

毎度乍ラ人ヲ惑ハス事少ナカラズ、サレバ目今移殖民

ソノ他日伯間ノ通商、航海、工業等ノ漸次發展セント

スル際ニ当リテハ最モ之レガ緩和懷柔ヲ要スル次第ナ

リ、且ツ薄々内探スル処ニヨレハ緩和シ得ル見込ナ

リ)

一、金壱千円 「サンパウロ」市発刊 “Diário Popular” 記

者依頼費

(理由、本紙ハ同州内ニ広ク読者ヲ有シ且ツ政党関係

以外ニ超然タル新聞ナルヲ以テ官民民間ヨリ共ニ信用

セラル、元来日本ニ対シ善意ノ傾向アル新聞ナルヲ以

テ今後我移殖民ニ關スル有利ナル記事掲載又ハ他ノ新

聞ノ誤解、曲解ノ弁明、其ノ他我ニ所要アル毎ニ適當

ナル記事ヲ依頼シ掲載セシムルノ必要アリ、過般本使

三七六

「サンパウロ」州出張ノ際ソノ主筆記者ニ会見シテ薄

々夫レトナク好意ヲ求メ置ケル所ナリ)

一、金参千円也

貴衆両議院議員中ノ適當ナル人物ニ親交シ機ニ臨ミテ

親日感情ノ鼓吹ソノ他、本邦人諸般ノ事業經營等ニ関

シ、直接間接ノ援助便宜ヲ依頼スル關係上饗宴其他ニ

要スル費用

上記ノ諸事情深ク御諒察ノ上右御支出相成様御詮議ニ預リ

度右回報旁此段申進候

敬具

三七〇 七月二十八日 在サンパウロ

内田外務大臣宛

附屬書 七月二十四日附在伯國堀口公使ヨリ野田總領事

代理宛第一四号写

通公第一〇六号 大正八年七月二十八日

在サンパウロ

(九月十七日接受) 総領事代理領事 野田 良治(印)

外務大臣子爵 内田 康哉殿

呼寄移民證明ノ範囲拡張承認方ニ関スル件

附屬書 七月二十四日附在伯國堀口公使ヨリ野田總領事

代理宛第一四号写

大正八年七月二十八日 在サンパウロ

総領事代理領事 野田 良治(印)

外務大臣子爵 内田 康哉殿

從來當館ニ於テ移民呼寄ニ対シ証明ヲ与フルハ耕地労働移

民カ父母妻子兄弟姉妹等ノ家族員若ハ伯叔父母甥姪等ノ近

親者ヲ呼寄スル場合ヲ主トシ独立事業經營者カ親族關係ナ

キ友人知己等ヲ呼寄セントスル場合ニハ呼寄人ノ人物及其

ノ經營事業等確実ナル者ニ限り特ニ總領事ノ裁量ヲ以テ呼

寄證明書ヲ發給シ來リ候處今回在伯帝國公使ヨリ本件ニ關

シ別紙写ノ通り申越ノ次第有之其ノ趣旨ハ過般本官カ小林

翻訳官ト協議シタル所ト全然符合シ居リ當國ニ於ケル本邦

人ノ發展ヲ期スル上ニ於テ有益無害ノ一方法ト存セラレ候

ニ付今後ハ當國ニ於テ一定ノ土地ヲ所有シ又ハ確実ナル借

地契約若ハ分益契約等ヲ締結シテ農業其他ノ生產業ヲ經營

シ居ル者カ自己ノ事業經營地ニ於テ同居労働セシムル為又

ハ共同經營ヲ為スノ目的ヲ以テ友人、知己、同鄉人等ノ呼

寄ヲ出願スル場合ニハ一應當館ニ於テ呼寄人タル事業經營

者ノ人物、経歴、資力、事業ノ性質等ヲ審査シタル上、差

支ナシト認ムル出願ニ対シ其ノ事業ノ規模ニ相応スル人数

ヲ限リ親戚以外ノ家族移民(夫婦限りニテモ可ナリ)並ニ

単独移民呼寄證明書ヲ發給スルコト致シ度ク候間右呼寄

證明ノ範囲拡張ニ對シ御承認ヲ得度ク尚其ノ結果ハ當地ノ

在サンパウロ

総領事代理領事 野田 良治殿

呼寄移民ノ證明方範囲拡張ニ関スル件

過日本使「サンパウロ」州ニ出張ノ際主トシテ「ノロエス

テ」方面ニ於ケル在留本邦人ヨリ呼寄許可ヲ得ル移民ノ範

囲拡張方ニ關シ懇願スル処アリ其言フ處ニ依レハ

一、家族ノミニテハ労働不足ニシテ十分ニ所有地ノ開墾

耕作ヲナスコトヲ得サルニヨリ本邦ヨリ友人ヲ呼寄セ

度キコト

特命全權公使 堀口 九万一

在サンパウロ

総領事代理領事 野田 良治殿

呼寄移民ノ證明方範囲拡張ニ関スル件

過日本使「サンパウロ」州ニ出張ノ際主トシテ「ノロエス

テ」方面ニ於ケル在留本邦人ヨリ呼寄許可ヲ得ル移民ノ範

囲拡張方ニ關シ懇願スル処アリ其言フ處ニ依レハ

一、家族ノミニテハ労働不足ニシテ十分ニ所有地ノ開墾

耕作ヲナスコトヲ得サルニヨリ本邦ヨリ友人ヲ呼寄セ

度キコト

一一一 「ブラジル」移民関係雑纂 三七〇

三七七

亦何等煩ハシキ事故モ生スルコトナク無事検査終了時ニ午後六時ナリトス

検疫官ノ検疫並税関官吏ノ検査終了後ハ直ニ移民ノ上陸ヲ開始ス可カリシニ移民ノ上陸ハ午後四時以後ハ厳禁セラレ居ルヲ以テ已ムナク之ヲ翌日ニ譲レリ

翌十四日午前八時上陸予定刻限ニ至リ愈々移民ノ上陸開始アリ其状況ニ付テハ上陸移民ノ人員通シテ僅ニ七百ニ満タス此較的少数ナリシヲ以テ取扱上多大ノ便宜ヲ得タルト上陸ニ関スル輸送監督者ノ懇ナル注意ノ移民全般ニ能ク徹底セルトニ因リ例ノ和服姿下駄穿キニテ甲板上ニ立チ現ル等ノ醜体ヲ演シテ外人ノ嘲笑ヲ買フカ如キ厭フ可キ事実ノ絶無ナリシニミカ其ノ他特筆ニ値スル事件ノ発生スルコトナク能ク秩序ト規律トヲ保チ比較的静肅ニ順ヲ追ヒ上陸ヲ継続シテ午前十時ヲ以テ終了セリ

上陸ヲ終ヘタル移民一同ハ移民局差廻シニ係ル移民列車ニ分乗午前十時半「サンパウロ」移民収容所向ケ出発セリ新来移民ノ「サントス」上陸状況ニ付テハ以上略述スル処ニ止メ左ニ少シク移民ノ衛生状態並直接新来移民ニ関係スル処ナキモ「サントス」入港中ノ鎌倉丸ト亞爾然丁国行呼

寄移民トノ間ニ発生セル問題ニ付一言セントス
前段既ニ言及セル処アリタル如ク新来移民ノ衛生状態ニ付キテハ概シテ佳良ナリシト言フ可シ

去ル五月二十七日鎌倉丸ノ長崎出帆以来七月十三日「サントス」着港マテ四十有余日ノ長途ノ航海ニモ拘ラス其間嘗テ風雨ニ襲ハレテ船体ノ動搖ヲ來ス等ノ難ナク海上平穩ナリシコト未タ曾テ伯国「サンパウロ」行移民船ノ経験セサル処ナリト雖モ航海中一名ノ死亡者モ出サリシノミカ「サントス」上陸後移民列車ニ依リ「サンパウロ」移民収容所三四時間ノ汽車旅行ニ堪ヘサル為其儘「サントス」慈善病院等ニ収容セラルノ余儀ナキ病患者スラ皆無ニシテ一同極メテ元氣ナリシ一事ニ微シテ一般ノ衛生状態ノ比較的佳良ナリシヲ想像スルニ難カラサル可シ

伯国「サンパウロ」行移民ノ渡航開始以来死亡事故絶無テフ未タ曾テ前例ナキスカル好成績ヲ収メ得タルハ蓋シ前述ノ通り海上ノ極テ平穏ナリシニ因リ船量其他之ニ類スル疾病ノ発生比較的少カリシト移民ノ人員少クシテ船内起居運動ノ自由ヲ得タルニ基クハモトヨリ船医二名ノ外ニ今回同船ニテ移民組合本部ヨリ当伯国ニ派遣セラレ航海中移民輸

送監督者ノ下ニアリテ移民ノ衛生方面ヲ専ラ担任セラレタル医師小川涉アリテ從来ノ航海ニ比シテ医師ノ手ノ十分行届キタルニ因ルコト実ニ其ノ有力ナル基因ト断言スルモ敢テ不可ナカルヘシ
是ヲ彼ノ一船ニ一千六百余名ノ移民ヲ滿載シ其船内衛生ヲ僅ニ二名ノ医師ニ託シ偶々船内ニ伝染病ノ発生アリテ之力犠牲ニ供セラレ死亡セルモノ五六名ヲ除キテ尚且ツ航海中伝染病以外ノ普通ノ疾病ニ因リ三十名余ノ死亡者ヲ出シタル第五回移民船博多丸ニ比シ今回ノ鎌倉丸カ前記ノ好成績ヲ挙ケ得タルハ亦自然ノ理ナル可シ

サレハ移民ノ衛生方面ニ於ケル今回ノ成績ニ鑑ミ移民船ニハ搭乗移民ノ員数ニ応シテ船医ノ数ヲ相当ニ増加スルコトニ留意シ航海中苟クモ船医ノ手不足ニ因リテ生シタル形跡著シキ從来ノ好マシカラサル事故ヲ除去セシム可ク此点ニ就テハ更ニ一層ノ工夫スル処アランコト希望ニ堪ヘス
「サンパウロ」行移植民六百二十三名ノ外右鎌倉丸ニ三等船客トシテ亞爾然丁行呼寄移民沖縄県人大城盛徳外十三名ノ搭乗セルアリ海外渡航手続ニ全ク不案内ナル同人等ハ右渡航手続ノ凡テヲ鎌倉丸出港ナル長崎市内恵比須屋「ホ

事ノ顛末ヲ聽取レル後更ニ進ンテ同人所持ノ旅券ヲ提示セシメ之ヲ検シタルニ旅券面旅行地名ヲ記入ス可キ空白ニハ「伯刺西爾國經由亞爾然丁國ヘ」ト記入サレ在本邦伯國領事ノ査証アルノミニシテ在本邦亞國領事ノ査証ヲ有セス從ツテ更ニ旅券面ニ相当ノ手続ヲ施スニアラサレハ亞國入国ノ困難ナルコト一見明瞭ナレハ小官ハ船長側ノ注意ヲ促シ以テ「ブエノス、アイレス」着港同人等上陸ニ際シテ煩ハシキ問題ノ生スルヲ未然ニ防クニ努ムル処アリタリ即チ先ツ同人等十四名ノ品行證明書並医師ノ診断書ヲ整ヘ當日折リ悪シク日曜日ニシテ亞國領事館事務所ハ閉鎖サレ居ルヲ以テ官舎ヲ訪問シ領事ニ面会ヲ求メ仔細ニ前後ノ事情ヲ開陳シテ切ニ旅券査証ノ労ヲ懇願セルニ幸ヒ其好意ニ依リ査証ヲ受クルコトヲ得スクシテ同人等十四名ノ亞國入国ニ関スル手續ヲ完成シ得タルモ「サンントス」「ブエノス、アイレス」間ノ三等船貨一名ニ付伯貨九拾「ミルレイス」ニ関シテ又復船長側ト右呼寄移民一行トノ間ニ物議ヲ醸スニ至リ則チ航海中「サンントス」「ブエノス、アイレス」間ノ船貨ニ閑シテハ別ニ支払フヲ要セスト無責任ノ言辞ヲ弄シテ一時同人等一行ノ満足ヲ買ヒタル船長側ヨリ在「サンントス」

日本郵船会社代理店員ノ該船出張ニ臨ンテ両港間ノ三等船賃トシテ各一名ニ付伯貨九十「ミルレイス」ヲ請求サルニ及ヒ一同ハ航海中船長側ヨリノ言質ヲ捕ヘテ両港間ノ船貨支払ヲ拒絶シ其ノ請求ヲ不当ナリトシテ頑トシテ応スルノ色ナカリシカ結局代理店員ノ言ニ従ヒテ更ニ船貨ヲ追ヒ払シタル上漸ク船ノ発航ヲ見ルニ至リタルカ為メニ約十五六分モ發航予定期間ヲ延期スルノ已ムナキニ至リタルハ遺憾ナリキ

傍右ノ問題ニ付其曲果シテ何レニ存スルヤヲ検スルニ、同人等投宿「ホテル」恵比須屋主人ノ輕卒ナル言ヲ盲信シテ長崎「サンントス」間ノ乗船切符ヲ以テ亞國「ブエノス、アイレス」迄ノ切符ナリト思惟シ「サンントス」「ブエノス、アイレス」間ノ三等船貨各一名ニ付伯貨九十「ミルレイス」ノ請求ニ対シ不當ナリトシテ極力其請求ヲ退ケ支払ヲ拒ミタルハ不都合ナルニ相違ナキモ一方船長側ニテ乗客タル移民ニ対シ親切丁寧ニ前後ノ事情ヲ述ヘテ納得セシムルノ挙ニ出ツルコトナク無責任極マル説明ヲ与ヘテ累ヲ後ニ残シ剩ヘ若シ小官ノ注意ナカリセハ旅行目的地ナル亞國「ブエノス、アイレス」ニ於テ在本邦亞國領事ノ査証手続洩レ

ナル旅券所持者タル同人等十四名ハ或ハ入国拒絶ノ災厄ニ遭ヒ船長モ制規ノ罰金ヲ課セラレタルナル可ク相当ノ手続ヲ履行セスシテ此等移民ヲ輸送セントセル不注意ノ段決シテ観過スヘカラサル所ナリトス

爾今斯カル問題ヲ惹起シテ関係各方面ニ累ヲ及ササル様篤ト其筋ノ注意ヲ希望シテ止マス

大正八年八月二日

在サンパウロ
外務書記生 新井竜雄

三七四 八月十六日 (在サンパウロ野田総領事代理ヨリ)
内田外務大臣宛(電報)

移民ノ家族構成ニ関シ州政府ノ讓歩ヲ得タル
二付我移民募集ニ対シ政府ノ援助方稟申ノ件

第二五号

(八月十九日接受)

本邦ニ於テ移民募集困難ニシテ契約數ヲ輸入スル能ハサル為メ州政府及耕地主ノ我移民ニ信賴スルノ念薄ラカントスル形勢ニ鑑ミ移民組合代理人ハ今回州政府ト熟議ノ末家族構成ニ關シ新ニ左ノ通り譲歩ヲ得タリ

子女ナキ夫婦ハ其何レカ一方ノ兄弟姉妹義兄弟姉妹、甥、

三七五 八月二十日 (田中通商局長ヨリ)
海外興業株式会社
会社長伯刺西爾移民組合專務理事各宛
通三合送第一〇七九号
伯刺西爾サンパウロ州行家族移民ノ構成条件ニ關シ今般別紙写ノ通在サンパウロ野田総領事代理ヨリ來電有之候条委細右ニテ御了知相成度此段申進候也

註 別紙在サンパウロ野田総領事代理發内田外務大臣宛電報第

二五号写省略

一一一 「ブラジル」移民関係雑纂 三七四 三七五

三八三

三七六 八月二十三日 在サンパウロ野田総領事代理ヨリ

移民ノ呼寄証明出願手続ヲ簡素化シタルニ付

関係地方庁ニ通達方稟請ノ件

通公第一二七号

大正八年八月二十三日

(十月三十日接受)

在サンパウロ

総領事代理領事 野田良治(印)

外務大臣子爵 内田康哉殿

既ニ当國ニ渡航労働セル本邦移民力共ニ労働ニ從事セシムル目的ヲ以テ親族ヲ呼寄センカ為當館ニ其呼寄証明ヲ出願スル場合ニ各出願人ト被呼寄人トノ親族關係ノ真偽ヲ原籍戸籍吏ノ證明セル書類等ニヨリテ確メタル上之カ証明ヲ与フヘキヤ否ハ當館々長ノ裁量ニヨリ取計ヒ差支無之旨去ル大正三年五月十九日附通送第一五号信ヲ以テ御申越ノ次第有之前任者ニ於テハ昨年頃ヨリ此種ノ呼寄証明出願ニハ必ス其ノ親族關係ヲ立証スルニ足ルヘキ戸籍謄本ヲ添付セシムルコトニ定メ來リ候處元來右呼寄証明ノ本旨タルヤ出願者即チ呼寄人ノ身元確実ニシテ被呼寄人ヲシテ渡伯後途方

本信写送付先 在「リベロンプレート」多羅間分館主任

三七七 八月二十七日 在サンパウロ野田総領事代理宛(電報)

サンパウロ州行日本家族移民ノ家族構成拡大

ニ関シ交渉方訓令ノ件

第二四号

貴電第二五号ニ関シ 政府ニ於テモ成ル可ク契約数ニ近キ 移民ヲ送出セシメ度キ考ナルモ目下内地ニ於ケル農民ノ経済状態良好ナル為メ所期ノ結果ヲ收ムルコトハ到底六ヶ敷

カル可キニ付テハ今後本邦移民ノ渡航ヲ出来得ル限り容易

ナラシムル為メ貴地移民組合代理人トモ御熟議ノ上州政府

ニ対シ同政府今回ノ讓歩ニ更ニ一步ヲ進メテ(単夫婦若ク

ハ単夫婦ニ十二歳以下ノ子女(ニ)近親者ノ二夫婦(ニ)夫婦ノ一方カ死亡シタル等ノ場合ニ於テ生存セル一方ト子供二人以

上(四)夫婦ニ其一方ノ再從兄弟姉妹以上ノ近親者一名以上ヨリ成ル家族ヲモ認容スル様御尽力ノ上結果何分ノ儀御回電

アリ度シ尚ホ前記貴電ニ州政府ハ兄弟姉妹、義兄弟姉妹又ハ甥、姪ヲ加ヘテ家族ヲ構成シ得ル様新ニ讓歩シタル旨記載アリタルモ夫婦ノ一方ノ兄弟姉妹又ハ甥姪ハ從来ト雖モ

一一一 「ブラジル」移民関係雑纂 三七七 三七八

ニ上申ス

ニ迷ハシムルカ如キ虞ナク要スルニ親戚呼寄ヲナス丈ノ資格アルコトヲ証明スルニ在リテ被呼寄人ノ続柄乃至其ノ渡航ヲ許可スルモ差支ナキヤ否ハ該渡航許可ヲ与フル本邦地方官庁ノ取調フヘキ事項ニ属シ當館ニ於テ証明ノ限ニアラサルヲ以テ戸籍謄本ノ添付ヲ要求スルハ徒ニ手続ヲ煩雜ニシムルノ虞有之候ニ付今後ハ移民呼寄ヲ容易且簡便ナラシムル一方法トシテ呼寄出願ノ際願書ニ戸籍謄本ヲ添付セシムル手続ヲ廢止スルコトニ一定致シ候間右様御承知相成度ク候

右戸籍謄本ノ添付ヲ省略スル結果トシテ被呼寄人ノ親族關係ノ誤謬、原籍地名番地等ノ誤記ヲ生スル場合可有之ト存セラレ候ニ就テハ當館發給ノ呼寄証明書ハ從来ト雖必ズシモ被呼寄人ノ渡航許可資格ヲ証明セル次第ニ無之候ニ付親戚關係ナキコト判明シタル場合ニハ無論渡航許可ヲ与ヘサルコトトシ其他ノ誤記等ニ関シテハ人違ヲ生セサル限り渡航許可ヲ与ヘラレ候様各関係地方庁へ御通達相成様致シ度此段申進候 敬具

三七八 八月二十七日 在伯国堀口公使(ヨリ)

伯国行移民獎勵ニ關スル意見上申ノ件

通公第六六号

大正八年八月二十七日

在伯

特命全権公使 堀口九万一(印)

外務大臣子爵 内田康哉殿

伯國移民ノ獎勵ニ關シテハ曩ニ本使「サンパウロ」州移民情況視察報告書ニモ大要之ヲ記述シ置キタルカ更ニ卑見左

(一) 本邦移民地トシテノ伯国

年々本邦ニ於ケル人口稠密ノ度益々激甚ヲ加フルニ際シ移民カ其唯一ノ緩和方法ニアラサルコト素ヨリ云フ迄モ

ナケレトモ又其一方策タルハ否定スヘカラサル所ナリト

ス然ルニ本邦移民ノ移住シ得ル地ヲ一瞥スルニ北米及濠

洲ハ現下ノ事態ニ於テハ到底望ナク中南米諸国ヲ見ルニ

墨国ニハ在留本邦人ノ数尠シトセス然ルニ同国ハ労銀低廉ニシテ從テ在留本邦人ハ較モスレハ米国へ遁入ノ憂ア

リ又同国ヘ數万ノ本邦移民ヲ送致スルカ如キハ米墨間密接ナル國際關係ニ鑑ミ或ハ日米国交ニ累ヲ及ホスコトナ

キヲ保セス從テ同国ヘノ移民ハ之ヲ選勵スルコト不得策ナリト謂フヲ得ヘシ次ニ南米諸国ヲ概観スルニ秘露移民

ハ之ヲ過去ノ経験ニ徴シ成功ト云フヲ得ス将来又有望ナ

リト断スルヲ得ス而シテ智利亞爾然丁ノ両國ハ共ニ本邦

移民ヲ望マス果シテ然ラハ結局残ルハ本邦移民十年間ノ歴史ヲ有スル伯国ノミナルヘシ

(二) 伯国ヘ本邦移民ノ来住セシ理由

現今伯国ニ於ケル本邦移民ノ数約二万七千余人ヲ算ス然ルニ本邦移民ノ伯国ヘ渡來セシ起原ヲ尋ヌルニ十年前伊

(三) 伯国ヘ本邦移民ノ前途ハ決シテ樂觀ヲ許ササル

然ルニ事実ハ偶々之ヲ裏切ルノ感アリ頃日独逸ハ数百万ノ移民ヲ中南米諸国ニ出サント企画シ既ニ一使節ハ亜国

政府ト本件ニ関スル交渉ヲ試ミンカ為メ同国ヘ赴ケルノ

事実アリ

右ハ素ヨリ一事例ナレハ之ヲ以テ欧洲各国ヲ同一律ニ断スルハ聊早計タルヲ免レサランモ本邦移民ノ立場ヨリ観察ス

察スレハ戰后欧洲移民ノ南米移住ハ之ナキモノト觀察スルヨリモ寧ロ其ノ移住アルヘキモノト予断スルヲ却テ万

全ナリトスヘシ

然ラハ欧洲移民ノ来住再ヒ復旧スヘキモノナリトノ前提ノ上ニ立チ而シテ現今本邦移民地トシテハ伯国ヲ除キテ

他ナシトノ事実ヲ認ムルノ時対伯本邦移民ノ将来ヲ如何ニスヘキカ

平和ノ克復成ルモ欧洲移民ノ海外移住ハ必ラスシモ之ト

時ヲ同フシテ忽チ起ルモノニアラサルヘケレハ此処一兩年間欧洲移民ノ来住未タ多カラサル時ニ際シ我国トシテハ成ルヘク多クノ移民ヲ伯国ヘ送致スルノ策ニ出ツルコト最利益ナルヘク此機ニ袖手傍観無策ニシテアラン

國移民ノ来住中絶セシニ淵由シ又近年其増加ノ比較的大ナルハ歐洲戰爭勃發以来伊国其他ノ歐洲移民ノ来住杜絶セシコト其最大ノ原因ナリ

即伯国ハ歐洲移民ヨリ以上ニ衷心ヨリ日本移民ヲ熱望スルモノニアラス素ヨリ日本移民ノ勤勉ニシテ之ヲ他国移民ニ比シ敢テ遜色ナキノミナラス却而彼等ニ優ル点多々

本邦移民共ニ来住スル場合ニ於テハ言語風俗習慣ノ全然異ル本邦移民ヨリモ其同一又ハ近似スル歐洲移民ヲ採ル

ヘキハ又自然ノ数ノ然ラシムル所ナリ果シテ然リトセハ伯国カ当今本邦移民ヲ歡迎スル理由ハ蓋戰争ニ依リ歐洲

移民ノ渡來杜絶シタルニ依リ労力ノ不足ヲ生シタルニ基クモノナリト断シテ謬ナカラン

サレハ平和克復シタル今日以後再ヒ歐洲移民ノ流入復旧ヲ見ンカ伯国ノ本邦移民ヲ歡迎スルノ度次第ニ冷却スルニ至ルヘキハ之ヲ今日ニ予測シテ蓋謬ラサルヘシ

説ヲ為ス者曰ク平和克復スルモ歐洲諸国ハ戰后國內復旧事業ニ労力ヲ要スルコト多大ナルカ為メ國民ノ海外移住ナカルヘク又政府トシテモ之カ阻止ノ手段ヲ講スヘシトシテ信セラル

カ伯国ニ於ケル本邦移民ノ前途ハ決シテ樂觀ヲ許ササル

(四) 移民獎励ノ方法

本年度ニ於ケル「サンパウロ」州政府ノ本邦移民所要数ハ九千人ナルニ今日迄ニ渡航セシモノハ僅ニ三千人ニ過

キ此不足ノ依テ来ル所以素ヨリ之ヲ移民会社ニ一任スルカ故モアランカ一方戰時中本邦ニ於ケル労銀ノ騰貴ニ

依リ敢テ海外移住ヲ希望スル者少キニ由ルモノナラン然ルニ平和克復シ事態復旧スルニ至ランカ茲ニ幾多ノ失業者ヲモ生スヘク此機ニ莅ミ政府ニ於テ間接ニ之ヲ獎励スルノ方策ニ出テタランニハ移民ヲ増加シ得ル見込アルヘシト信セラル

其間接獎励ノ方策トシテハ府県知事等ニ於テ之ヲ獎励スルコト其一ナリ汽船会社ニ航路補助金ヲ給与シ以テ移民渡航費ノ減少ヲ計ルコト其二ナリ而シテ後者ニ關シテハ能フヘクンハ移民一人ノ渡航費ヲ百円位ニ減少セシムルヲ得ハ最妙ナルヘシト思考ス

而シテ右述ノ獎励方法ハ之ヲ「サンパウロ」州政府トノ

一一一 「ブラジル」移民関係雑纂 三七九 三八〇

契約移民タル家族移民及呼寄移民ニ対シテ之ヲ行ヒ少ク

トモ同州政府所要人員ノ充実ヲ図リ更ニ進シテハ新契約

ヲ締結シ以テ移民数ノ増加ヲ企図セントスルモノナリ次

ニ契約移民ニアラサル自由移民ニ付一言センニ自由移民

ノ渡来ハ頗ル望マシキコト論ヲ俟タスト雖現下ノ事情ニ

於テハ之ヲ望ムモ要スルニ一ノ希望ニ止マリテ之カ实行

ニハ幾多ノ困難アルヘシサレハ自由移民ノ移住ハ必ラス

ヤ本邦資本家ノ伯国投資ト併行シテ之ヲ考量シ之ヲ実行

セサルヘカラス海外興業会社乃至新ナル本邦資本家ニシ

テ統々伯国ニ投資シ企業ヲ起ス場合ニ於テハ其事業ノ發

展ニ伴ヒ自由移民ノ渡来アルヘキハ自然ノ數ニ属シ此点

ニ闕シテハ本邦資本家ニ於テ弘ク伯国ニ於ケル投資ニ闕

シ調査ヲ試ミ茲ニ本邦人ノ企業ヲ起スコト第一着手ナル

ヘシト思考セラル一旦伯国ニ於ケル本邦人ノ投資ニシテ

成功シ規模宏大トナランカ单ニ自由移民ノ移住ト云ハス

其日伯間通商航海ヲ隆盛ナラシムル上ニ寄与スヘキコト

莫大ナルヘキハ敢テ識者ヲ俟テ知リ得ヘキ所ニアラス右

及上申候 敬具

通公第一三四四号

(十一月十三日接受)

大正八年九月一日

在サンパウロ

總領事代理領事 野田良治(印)

外務大臣子爵 内田康哉殿

外国移民ノ伯国入国条件及之ニ与ヘラルル特典ニ闕スル別

紙報告書差進候 敬具

(附屬書)

外国移民ノ伯国入国条件及之ニ与ヘラルル特

典ニ闕スル報告書

今回連邦農務長官ハ移植民奨励ノ目的ヲ以テ外国移民ノ伯國入国条件並連邦政府ヨリ附与セラルヘキ特典等ニ闕スル

現行規則大要ヲ在外伯國領事館ニ通牒シタルカ本邦移植民ノ参考ノ為之ヲ翻訳スレハ左ノ如シ

一 伯國海港到着ニ際シ、六十歳未満ノ外国人ニシテ左記各項ニ該当セザルモノハ移民トシテ入国ヲ許可ス

一、伝染病患者

二、不正業者

二二 「ブラジル」移民関係雑纂 三八〇

本信写送付先 在サンパウロ野田總領事代理

トモ同州政府所要人員ノ充実ヲ図リ更ニ進シテハ新契約

ヲ締結シ以テ移民数ノ増加ヲ企図セントスルモノナリ次

ニ契約移民ニアラサル自由移民ニ付一言センニ自由移民

ノ渡来ハ頗ル望マシキコト論ヲ俟タスト雖現下ノ事情ニ

於テハ之ヲ望ムモ要スルニ一ノ希望ニ止マリテ之カ实行

ニハ幾多ノ困難アルヘシサレハ自由移民ノ移住ハ必ラス

ヤ本邦資本家ノ伯国投資ト併行シテ之ヲ考量シ之ヲ実行

セサルヘカラス海外興業会社乃至新ナル本邦資本家ニシ

テ統々伯国ニ投資シ企業ヲ起ス場合ニ於テハ其事業ノ發

展ニ伴ヒ自由移民ノ渡来アルヘキハ自然ノ數ニ属シ此点

ニ闕シテハ本邦資本家ニ於テ弘ク伯国ニ於ケル投資ニ闕

シ調査ヲ試ミ茲ニ本邦人ノ企業ヲ起スコト第一着手ナル

ヘシト思考セラル一旦伯国ニ於ケル本邦人ノ投資ニシテ

成功シ規模宏大トナランカ单ニ自由移民ノ移住ト云ハス

其日伯間通商航海ヲ隆盛ナラシムル上ニ寄与スヘキコト

莫大ナルヘキハ敢テ識者ヲ俟テ知リ得ヘキ所ニアラス右

及上申候 敬具

三八八

田中通商局長ヨリ
警視總監及各地方長官宛

三七九 八月二十九日

通三合送第一一二八号

伯國行移民家族構成二閥スル件

伯國行移民家族構成法ハ從來左記ノ通ニ相成居候処今回之
カ範囲ヲ拡張シ更ニ家長夫婦ノ「義兄弟姉妹」ヲモ加へ得
ルコトト相成候条右様御了承相成度此段申進候也

記

伯國行移民家族構成法ハ夫婦ヲ中心トシ之ニ其実子女、
縁子女、養子女乃至家長夫婦ノ実父母、養父母又ハ其ノ
一方、家長夫婦ノ兄弟、姉妹、伯叔父母、甥姪、従兄
弟、従姉妹ヲ加入シテ組織シタルモノトス

三八〇 九月一日 在サンパウロ野田總領事代理ヨリ
伯國行移民ノ入国条件及附与特典ニ闕シ報告
ノ件

附屬書 外國移民ノ伯國入国条件及之ニ連邦政府ヨリ附
与セラルル特典等ニ闕スル報告書

四 連邦政府ハ外國農民ニシテ家族ヲ同伴セルモノ、若
要ス

三八九

ハ呼寄ニヨリテ来伯セルモノニ左記ノ特典ヲ与フ

(イ)「リオデジャネイロ」港ニ於ケル受収、移民並手

荷物ノ陸揚等ヲ無償ニテ取扱ヒ、食物、其ノ他、

着港當時罹病中ナレハ、医師ノ治療並薬品ヲ自己

選択ノ地ニ向ケ出発スルマテノ期間給与スルコト

(ロ)汽車又ハ汽船ニヨリテ目的地ニ最近キ停車場又ハ

港マテ無料運送

(ハ)現行法規ニヨリ手荷物其ノ他農具等ノ輸入税免除

(イ)必要ノ場合ニ附スル通訳ヲ経テ諸般ノ説明其ノ他

一切ノ報道ヲ与フルコト

五 連邦政府直轄移住開墾地（植民地）ニ入ル移民ニハ

以上列挙セル特典ノ外、尚次キノ特典ヲ与フ

(イ)目的地附近停車場ヨリ更ニ移住地マテノ無料運送

(ロ)到着後三日乃至六日分ノ食料給与

(ハ)最初ノ六ヶ月乃至八ヶ月間一家族中ノ壯年者一名

ヲ毎月十五日宛、植民地ノ道路其ノ他ノ労役ニ或

ハ請負労働又ハ賃銀労働ニ從事セシメラルルコト

(イ)植民地到着後一ヶ月間ハ寵病ノ場合薬品並ニ滋養

六 植民地ノ一地区ハ平均二十五町歩（ヘクタール）ニ

シテ一町歩（ヘクタール）八「ミルレイス」乃至三十

「ミルレイス」（一）「ミルレイス」ハ凡ソ我五十錢ニ

当ル）トス而シテ地区ニシテ移民用住居トシテ小家屋

付ナルトキハ右家屋ノ代価ハ別ニ計算セラルモノト

ス

七 移民ニシテ自費ヲ以テ住居用家屋ヲ建築セントスル
場合ニハ工事落成ヲ告クルマテ土地植民局ヨリ仮宿泊
所ヲ貸与セラル

八 植民地ニ入りテ三ヶ月後ニ至リテ第一回年賦ヲ納メ

五ヶ年若ハ八ヶ月年間ニ全部ノ納入ヲ終ルモノトス而シ

テ全部納入済ノ場合ニハ其ノ地区ノ所有權ヲ得ルモノ

トス

九 連邦政府ハ來伯セル移民ノ渡伯旅費ニ相当スル金額

ヲ還附ス但シ右ハ現金ヲ以テ行ハス移民ノ地区代納付

金ト差引ヲ行フモノトス

十 在外伯國代表者並移民官ハ移民トシテ受取スヘカラ
サルニ、三等船客カ移民ノ名目ノ下ニ來伯スルヲ禁ス
ルタメ相当ノ方法ヲ講スヘシ若シスカル移民カ伯國海
港ニ到着シタル場合ニハ當該官吏ハ其ノ上陸ヲ嚴禁シ
而シテ右移民ヲ搭載セル汽船会社ハ之ヲ送還スルノ責
ニ任スヘシ

注意 以上ハ自由渡航移民ニ対スル連邦政府ノ現行

規定ニシテ「サンパウロ」州行移植民ハ別ニ

同州ノ法規ニ從フモノトス

三八一 九月五日 在サンパウロ野田總領事代理ヨリ
内田外務大臣宛

呼寄移民獎勵ニ關スル新聞切抜送付ノ件

二二 「ブラジル」移民関係雑纂 三八一

食物ヲ無償ニテ給与スルコト

(イ)一定ノ期間内ハ時々医師ヲ派遣シ且ツ農具苗木種

子物ヲ無料配布スルコト

(ハ)六歳ヨリ十四歳マテノ児童ニ初等農業教育ヲ授ケ

生活困難ナル移民ノ児童ニハ書冊其ノ他ノ学校用

具ヲ供スルコト

(ロ)郵便電信等ノ発送ニ付便宜ヲ供与スルコト

(ハ)通訳ヲ通シテ植民地内ニ於ケル諸般ノ説明報道ヲ

ナスコト

附屬書 大正八年八月三十一日伯刺西爾時報第百壹号切

抜

通公第一四〇号

（十一月十三日接受）

大正八年九月五日

在サンパウロ

総領事代理領事 野田良治（印）

外務大臣子爵 内田康哉殿

近來本邦ニ於ケル當州咖啡園行移民ノ募集著シク困難トナ
リタルコト、現今行ハレツツアル州政府ヨリ渡航費ノ補助
ヲ得テ本邦移民ヲ誘入スル方法ハ今後永ク継続スヘキ見込
立チ難キ形勢ナルニ鑑ミ今ヨリ徐々ニ自由移民誘入ノ途ヲ
開クノ得策ナルコト及既ニ伯國ニ渡來シテ咖啡園ニ労働中
ノ者並独立シテ農業等ヲ經營セル者ヲシテ其親類、縁者、
同鄉人等ヲ成ルヘク多数ニ呼寄シムルコトハ今ヤ漸ク築カ
レツツアル本邦移植民ノ基礎ヲ益鞏固ナラシムル上ニ最安
全ナル一策ト思考セラルコト、此等ノ理由ニ因リ一面當
館ニ於ケル移民呼寄証明ノ手續ヲ簡便ニスルト同時ニ他面
ニ於テ既渡航移植民ノ間ニ盛シニ親戚、知己、同鄉人等ノ
呼寄方ヲ鼓吹獎励スルヲ適當ト相信シ候ニ付伯刺西爾移民
組合ノ援助ノ下ニ當地ニ於テ發行セル目下唯一ノ邦字新聞

一二 「「アラジル」移民関係雑纂 三八一

三九二

タル週刊『伯刺西爾時報』ノ天長節祭日号紙上ヲ利用シ小官ノ談話トシテ別紙切抜ノ通移民呼寄獎勵談ヲ掲載セシメ候間御参考マテニ右差進候 敬具

(附属書)

大正八年八月三十一日伯刺西爾時報第百七号切抜

各自一人づゝを呼寄せよ

総領事代理領事 野田良治

在リオ帝国公使館等書記官野田良治氏は去月松村總領事の後任として当地帝国總領事館へ転任せられ一と通り事務の整理をつけられたるを窺ひたる記者は一日移民問題に関する氏の意見を聞くべく總領事館を訪ひしに氏は謙遜なる句調を以て今後同胞渡伯の獎勵法として呼寄せ方法をとるの最も近道なりとて自己の所信を吐露せられたれば茲に之を掲載して読者諸君の奮起決行を促すことせり(一記者)

伯刺西爾移民組合が昨年は九千人の日本移民を誘入すべき義務を負ひながら僅かに六千人しか募集するとか出来ず、今年も亦九千人の註文に対して今日迄漸く千五六百名を誘入したに過ぎないと云ふのは甚だ残念なことはないか

日本からの情報に依れば、我が帝国は土地が狭い上に毎年人間が殖えて困るゝと云ひながらも、一般に景気が好い

ないか、其の六万が更に同様の決心をしたならば伯国在留邦人の数は忽ち十二万となるではないか

之を要するに、在留邦人は各自その資格に応じて平均一人

に付き必ず一人づゝの親戚又は知己朋友を呼寄せねばならぬ義務があると覺悟して、伯國の有望なることを手紙に認めて盛んに郷里に通信して貰ひたい、而して単に呼寄せると云ふ丈けでは渡航の出来ぬ人もあらうから、成るべく渡航費の全部或は少くとも其一部を送金して呼寄せを実行して貰ひ度い、移民組合の勧誘は言はゞ、後方から押すのである、在留同胞の勧誘は網をつけて前から引張るのである、政府の援助は道に油を引くのである、この三拍子が揃へば、日本人の伯國移住者は大に其の数を増し、在留邦人の勢力は益々發展することを信ずる。

総領事代理領事 野田良治(印)

外務大臣子爵 内田 康哉殿

沖縄県人金城ウシ身代渡來ノ件

沖縄県人親富祖松ヨリ別紙写ノ通り申出候処右ハ同人及妻ナハ並ニ弟茂ト共ニ一家族ヲ構成シ東洋移民合資会社取扱ノ移民トシテ大正六年十二月三十日当國ニ渡來セルモノニシテ大正七年六月一日妻ナハト協議離婚届出浦添村戸籍吏受附除籍シ同日同村字仲間七百九拾五番地戸主政吉庶女子タル本件ナハ身代渡來者金城ウシト婚姻届出同ク同村戸籍吏ノ受附入籍セルモノニ有之候間右身代渡航ノ事実御調査ノ上可然御措置ト共ニ結果何分ノ儀御回報相成候様致度此段申進候 敬具

本信写送付先 在リペロンプレート多羅間分館主任

(別紙)
身分異動始末書

三八二 九月八日 在サンパウロ野田總領事代理ヨリ
内田外務大臣宛

身代渡伯ノ沖縄県人二閏スル件

通公第一四二号 大正八年九月八日

在サンパウロ

一二 「アラジル」移民関係雑纂 三八二

ために渡航希望者が少ないので云ひ、又着伯後成績か良くて金のドシ／＼儲かる移民は一向手紙を出さず、却つて比較的不仕合な成績の悪い移民からは盛んに苦情や不平や、泣言を並べた手紙を書いて出すから、それで応募者が少ないので云ふ

どちらにしても之は甚だ残念なことで、こんな調子では珈琲園主や州政府は日本移民は宛にならぬから支那移民なり

歐羅巴移民なりを獎励し日本移民の誘入は止めにすると云ふ事に何時風向きが変らぬとも限られないそこで在伯同胞は此際大に覺悟し、且つ大に奮發せねばならぬ、伯刺西爾に於ける日本人の勢力を大にし、且つ共同事業を営む上に於て、或は学校、医師等の設備に関して各自の便宜を得ようと思ふならば、先づ第一に在留同胞の数を増す工夫をせねばならぬ、多数の同胞を伯刺西爾に渡航させる努力は独り移民組合のみに委せて置くべきものではない、在留邦人一同力を併せて移民組合を助け移民募集を容易ならしむる事は正しく各自の分担すべき任務であらう、そこで現在の在留者三万有余が各自必ず一人づゝは呼寄せるといふ覚悟を定めたならば、現在の三万は遠からず六万人となるでは

本籍沖縄県中頭郡浦添村字伊祖九九七番地 戸主翁長屋間参女平民農

翁長ナハ 明治式拾六年六月拾五日生

翁長ナハ

大正八年七月二十九日

右ナハ儀大正六年拾月廿七日伯刺西爾渡航ノ許可ヲ得テ夫松儀ト伯国ニ渡航スルコト相成居タル処出発期日切迫仕

リ候テヨリナハ儀渡伯ニ不同意ニテ松儀モ之レカ為メ渡伯

スルコト不可能ト相成折角ノ目的ヲモ空シク放棄スルハ残

念至極ト存シタルヲ以テ私共等相談ノ上ナハ儀ヲ離婚仕リ

ウシ儀ト結婚致シ候モ何分出發ノ期日迫リ居タル場合トテ

本籍ノ戸籍役場ノ手続間ニ合ハサルヨリナハ儀ノ名義ヲ使用シ同人ニ代リテウシ儀渡航仕リ同年十一月二日神戸出帆

十二月二十八日当國ニ到着シ爾来今日迄右ナハ儀ノ名義ヲ

以テ通過シ來タル次第ニ候右甚タ不都合ノ次第ニシテ其筋ニ対シ相濟マヌ儀ト心得居リ候段一日モ早ク内地ヨリ前記

ノ手続ヲ明カニスヘキ戸籍謄本ノ到着ヲ待チ居リ候處漸ク

兩參日前内地ヨリ郵送仕リ候間右ノ成行有体ニ告白シテ其筋ノ处分ヲ仰ク事ニ致シ候ニ就テハ前記ノ事情御推量ノ上

特別ノ御詮議ヲ以テ可然御取計被成下度此段連署右之始末

本籍沖縄県島尻郡小禄村字大嶺式武參番地

現住所伯国サンパウロ州イラセマ駅

右夫親富祖松(印) 妻ウシ(母印)
ヴィラマリヤ耕地

明治参拾年五月式拾式日生
明治拾九年五月式日生

本籍沖縄県島尻郡大字大里壱八六番地

現住所同上

保証人上江田幸明(母印)
明治式拾四年九月拾五日生

在リベロンプレート帝国總領事館

分館主任外務書記生多羅間鉄輔殿

三八三 九月十日

内田外務大臣宛(電報)

伯国行移民ノ家族構成拡大ニ関シ更ニ譲歩ヲ

得タルニ付報告ノ件

第二十七号

(九月十五日接受)

貴電第二四号ニ関シ

組合代理人及本件関係人 Antunes 商会ヲシテ更ニ交渉セシメタル結果前譲歩ヲ改メテ左ノ通り拡張セシムルコトヲ得タリ

子女ナキ夫婦ハ之ヲ他ノ正則家族ニ加ヘテ渡航セシムルコトヲ得但シ之等子女ナキ夫婦ノ一方ハ該正則家族中ノ一員ノ兄弟、姉妹、義兄弟姉妹若クハ甥、姪ニ当ルコトヲ要ス(右州政府ヨリ Antunes 商会宛書面ニ付確メ済ミ)

而シテ正則家族トハ從前ノ構成方法ニ依ル總テノ家族ヲ言ヒ義兄弟姉妹若クハ甥姪(英語: Brothers-in-law, Sisters-in-law, nephews, nieces)ハ最モ広義ニ解釈シテ婚姻及養

子縁組ニ依ル之等親戚一切ヲ含ムモノトシ、移民名簿ニ葡

萄牙語リテ cunhados 及 sobrinhos ム訳載シアレハ總テ

一一一 「アラジル」移民関係雑纂 二八三 二八四

三八四 九月十一日 内田外務大臣宛

三九五

申述候若シ其筋ニ於テ幸ニモ御手続下サレ候上ハ私共等両人永遠ニ神聖ナル夫婦トシテ處世仕ル可ク神明ニ契ヒ申候也

大正八年七月二十九日

本籍沖縄県中頭郡浦添村大字伊祖九八七番地ノ乙現在留地伯国サンパウロ州イラセマ駅

通機密第三号 (十一月二十五日接受)

大正八年九月十一日

在サンパウロ

総領事代理領事 野田 良治(印)

外務大臣子爵 内田 康哉殿

移民家族構成上州政府ノ譲歩ニ闇スル件

本件ニ闇シ在当地移民組合代理人ノ届出ニ基キ不取敢客月十六日発往電第二十五号ヲ以テ及申報處同月二十八日発貴電第二十四号ヲ以テ御訓令ノ次第有之候ニ付早速移民組合代理人ト熟議ヲ遂ケタル末去ル大正五年八月「サンパウロ」州政府トノ協定ニ基ク翌六年以後ノ本邦移民誘入ニ闇シテハ該協定商議ノ當時ヨリ専ラ「アントゥーネス」商会ヲシテ州政府トノ交渉ニ当ランメ移民組合代理人ハ時々必要ニ応シテ州当局ニ面談スルコトアルモ帝國領事官ハ公然之ニ干与セサル慣例ト相成リ居リ殊ニ本件交渉ニ闇シテハ本官カ州当局者ト直談スルコトハ從来ノ行懸リ上面白カラサル旨組合代理人及「アントゥーネス」商会ヨリ特ニ申出ノ次第有之候ニ付仍チ其意ニ任せ前記貴電ノ御趣旨ニ基キ出来

得ル限り譲歩拡大ノ目的ヲ達スル様両者ヲシテ更ニ州政府ニ交渉セシメ候処是ヨリ先キ前往電記載ノ譲歩ニ闇シテハ州政府ト「アントゥーネス」商会トノ間ニ少シク意味ノ誤解アリタル趣ニテ之カ為折角ノ譲歩モ其範囲頗ル縮少セラレ居ルコトヲ発見シタルヲ以テ更ニ前譲歩ノ意義ヲ明確ニスルト同時ニ今回新ニ當方ヨリ希望セル容認事項ヲ参酌シタル上結局前回ノ譲歩ヲ修正拡張シ

子女ナキ夫婦ハ之ヲ他ノ正則ニ構成セラレタル家族ニ附加シテ渡航セシムルコトヲ得、但シ此等子女ナキ夫婦ノ一方ハ該正則家族中ノ一員ノ兄弟姉妹、義兄弟姉妹若ハ甥姪ニ当ル者タルコトヲ要ス

ト定メ右ノ趣州政府ヨリ「アントゥーネス」商会ニ対シ書面ヲ以テ達示致シ候
右譲歩中、正則ニ構成セラレタル家族トアルハ從前ノ家族構成基準ニ依リ成立セシメタル可適労働者少クモ三名ヲ有スル家族ヲ總称セルコト申スマテモ無之次キニ義兄弟姉妹(葡語 Cunhados 英語 Brothers-in-law, Sisters-in-law)若ハ甥、姪(葡語 Sobrinhos 英語 Nephews, Nieces)ナル語ハ血族關係ニ因ルモノハ勿論、婚姻養子縁組ニ因リテ

生シタルモノト雖モ此等親等ニ相当スル限りハ總ヘテ之ヲ含ムモノト最広義ノ解釈ヲ下シ苟モ移民名簿上葡語ニテ Cunhado(義兄又ハ義弟)、Cunhada(義姉又ハ義妹)、 Sobrinho(甥)、Sobrinha(姪)ト訳載シアルニ於テハ之ヲ容認ス又從前ノ構成方法ニヨレハ三人又ハ三人以上ノ家族ヲ構成スルニ当リ基本夫婦ニ其夫婦ノ一方ノ再從兄弟姉妹ノ内一名ヲ加ヘテ家族ヲ構成スルコトハ容認セラレ居ラス之ヲ公然容認スル訳ニハ行カサルモ是亦移民到着ノ際州当局ニ提出スヘキ葡文ノ移民名簿上再從兄弟姉妹ニ対スル訳語ヲ嚴正ニ Segundo primo(男性)、Segunda prima(女性) — 英語ニテハ性ノ別ナク凡テ second cousin ナリ — トスル代リニ之ヲ單ニ primo(従兄弟)、prima(従姉妹)ナル訳語ニテ包含セシマアレハ差支ナキ旨ヲ何分ニモ事柄ノ性質上文書等ハ与ヘ兼マルトテ州当局者ヨリ口頭ヲ以テ内密ニ組合代理人ニ申合メアリタル旨同代理人ヨリ申出有之候

以上ノ譲歩並暗黙的容認ヲ得タル結果トシテ貴電第二十四号前段ニ御列挙相成リタル四箇ノ容認事項中

(1) 近親者ノ二夫婦ヲ合セテ一家族ヲ構成セシムルコトハ

州政府カ之ニ応スルノ模様ナキヲ看取シ強テ主張セサリシ由

最後ニ前記貴電中(1)ノ单夫婦若ハ单夫婦ニ十二歳以下ノ子

女アルモノヲ容認スルコトニ関シテハ小官ハ過去二回（明治四十四年及大正五年）ノ賜暇帰朝中移民募集地方ニ出張ヲ命セラレ親シク视察ノ結果、夫婦ニ十二歳以上ノ子女若ハ近親者ヲ加ヘテ三人家族ヲ構成シ渡航スルコトハ中々困難ナルモ之ニ反シ夫婦限リノモノ、又ハ夫婦ニ十二歳以下ノ子女アル者ナラハ渡航希望者極メテ多ク募集頗ル容易ナルヘキヲ看取致シ候ニ付爾來常ニ何トカシテ州政府当局者ヲシテ之ヲ容認セシメ度シト存シ機会アル毎ニ州当局及耕主等ノ内意ヲ探リ候処州当局トシテハ現行移植民規則（千九百十三年七月九日州令第二、四〇〇号）第十九条ニ補助ヲ受クル移民ノ資格ニ闕シテ

移民ハ労働ニ適スル品行善良ナル農民ノミヲ以テ家族ヲ構成セルコトヲ要シ且毎家族ハ労働ニ適スル者少クモ三名ヲ有スヘキモノトス

トノ明文有之、此ノ規定ハ千九百六年十二月二十七日州法第一、〇四五号ノCニ基クモノナルヲ以テ州議会ノ協賛ヲ経テ該法律ヲ改正セサル限リ州行政部ニ於テハ如何トモ致方無之候然ラハ州議会ニ諮詢リテ之ヲ改正セシムルコトヲ得ルヤト言フニ之ハ啻ニ移民法制定時ノ根本主義ヲ覆スノミ

婦者ヲ単位トスル場合ニハ幾割カノ家屋ヲ建テ増シヲナササル可ラス是レ耕主ノ最苦痛トスル所ナルノミナラス夫婦二人者ハ身軽ナル丈ヶ夫レ丈ヶ耕地ニ落着キ悪シク縱令落着キテ働く場合ニ於テモ其ノ労働能率ニ於テ二人者ノ三家族ハ種種ノ理由ニヨリ三人者ノ二家族ニ劣ルコトハ多年ノ実驗上明白ナルヲ以テ矢張リ三名乃至二名以上ヨリ成ル家族ヲ希望スト返答シタル位ニ有之候ニ付無補助ヲ覺悟ノ上ニテ渡航スル者若干ハ別シテ州費補助移民トシテ単夫婦若ハ單夫婦ニ十二歳以下ノ子女アル者ヲ容認セシムルコトハ全然不可能ニ有之候移民組合代理人ニ於テモ此ノ点ニ関シ昨年来既ニ三回マテ州当局ニ交渉シタルモ遂ニ不結果ニ了リ百方運動ノ末、最後ノ讓歩ナリトシテ辛ウシテ今回ノ容認ヲ得タル次第ニシテ移民収容所長ノ如キハ組合代理人ニ向ヒ從来數回讓歩ヲナシ種々ノ便宜ヲ与ヘタルニ拘ラス尚以テ不満足ノ状アルハ心得スト激昂シタル趣ニ有之此等ノ行懸リ上本件ニ闕シ此レ以上ノ讓歩ヲ強要スルカ如キハ却テ州政府側ハ勿論中介者タル「アントウーネス」商会ノ感情ヲモ害シ後來ノ為面白カラサル結果ヲ齎スノ虞有之候ニ付当分ノ内右讓歩ノ範囲ニ於テ巧ニ之ヲ利用シテ出来得

ル限り多数ノ移民ヲ募集セシムルヲ得策ト思考致シ候往電第二十七号ノ意義説明旁此段申進候 敬具

本信写送附先 在伯堀口特命全権公使

在リベロンブレート多羅間分館主任

在サンパウロ野田総領事代理ヨリ
内田外務大臣宛

三八五 九月十九日

日本移民伯国誘入ニ賛成ノ新聞記事訳報ノ件

通公第一五一号

（十一月二十五日接受）

大正八年九月十九日

在サンパウロ

総領事代理領事 野 田 良 治（印）

外務大臣子爵 内田 康哉殿

本月五日ノ当「サンパウロ」市「ディアリオ、ポプラール」新聞ニ掲載セラレタル「リオデジャネイロ」市現住 Rodriguez da Costa ナル人ノ本邦移民誘入賛成説何等御参考迄

別紙ノ通翻訳貴覽ニ供シ候 文中極度ニ本邦人ヲ賞揚シ日本人ハ著伯後三ヶ月ニシテ正則ニ葡萄牙語ヲ話ス云々ハ過褒ニシテ敢テ当ラス又今後歐洲移民來伯スル者極メテ少カルヘシトノ筆者ノ觀測ハ今遽

ニ信シ難キ形勢モ相見エ候ヘ共察スル所三年間本邦ニ滯在シタリトイフ筆者ハ客月二十五日附通機密第一号拙信別紙中ニ一言シ置キタル Eduardo Navarro de Andrade ナルモノナランカト存セラレ候

人ノ極端ナル排日論（目下翻訳中ニ付次便ヲ以テ差進スヘク候）ニ憤慨シ暗ニ之ヲ駁撃スルノ目的ヲ以テ投書シタルモノナランカト存セラレ候

不取敢別紙相添此段申進候 敬具
本信写送附先 在伯堀口公使

（別紙）

移民問題

大正八年九月五日「ディアリオ、ボプラール」（サンパウロ市発刊新聞）掲載

今ヤ戦乱終結ヲ告ヶ講和条約ノ調印ト共ニ到ル処常經的生活ノ復興シ初メタル時ニ当リ戦乱ノ為發生シタル種々ノ問題漸ク現出スルニ至リ各國政府ハ出来得ル限り最大速度ヲ以テ之ヲ解決セントシツツアリ

長期間停止セラレタル貿易、生産業、航海等再ヒ開始セラレテ世界ヲ種々ナル關係ノ大網中ニ包括セントシ伯国モ亦其ノ利益ニ関係アル此等ノ問題ヲ處理スルニ当リテ最モ都

合好キ方法ニヨリ之ヲ行ヘリ從ツテ世人挙ツテ最重要ニシテ且伯国ノ諸問題解決上最密着ノ關係アル労力欠乏ニ留意スルハ蓋シ自然ノ勢ナリ
伯国カ此等ノ問題ヲ先ツ第一位ニ置ケルハ至当ノ事ニシテ無数ノ森林及広大ナル未探險ノ地方ヲ有シ且未発ノ儘地中ニ遺サレタル無限ノ富ヲ含ミ而モ之ヲ採出スル能ハサル所以ノモノハ凡テ此等ノ富ヲシテ有値ナラシムルニ必要ナル労力ヲ欠クニ因ル而シテ此点ニ対スル援助ハ吾人之ヲ移住民ニ請ハサルヘカラス吾人ヲ有効ニ助クル者移住民ニアラスシテ何ゾ

過大ナル戦闘及過大ナル困憊ノ為ニ消耗セル欧洲ノ現状ヲ觀察スルトキハ吾人ハ直ニ戦乱ニ基因セル青壯年者ノ入口減少ノ著シキヲ知ルヘク又全歐ヲ通シテ戦乱ニ基ク荒廃、破壊並ニ生活ノ自然的進行ヲ遮止スル経済上ノ攪乱ヲ想起スルトキハ戦乱ニ因リテ生シタル世界的災禍ノ波及セル範囲及程度ヲ測ルコトヲ得ヘシ

故ニ歐洲諸国政府ハ財政上ノ攪乱ヲ來ササランカ為且ハ多數ノ出国者ヲ生スルコトニヨリテ公富ヲ損セサランカ為自國人ヲ国内ニ引留メントセリ

伊国政府ハ夙ニ此ノ方針ヲ執リ十七年前ヨリ之ニ腐心シテ有ラユル手段ヲ講シテ移民ヲ禁シ巧ニ労働ノ分配ヲ行ヒ以テ伊人ノ出国ヲ遏止シタルヲ以テ吾人ハ伊太利人ノ渡来ヲ希望シタルニ拘ラス所要ノ数丈ヶ之ヲ得ル能ハサリキ
葡萄牙人ハ常ニ伯国ノ移民入來増加ニ貢献スル所アリシモ現今葡国ハ最早吾人ヲ満足セシムル能ハサルナラン蓋シ同國ノ人口ハ左マテ稠密ナラサルヲ以テ多数者ヲ出国セシムル能ハサルト同時ニ葡国人ハ仮令來伯スルトキモ戰前ニ於ケルト同シク滨海地方及都會ニ定着シ以テ伯国人ノ生活ヲ困難ニシ延イテ一般經濟界ヲ攪乱センカ為ナランノミ

此ノ外拉典人種中ニテ残ル所ハ唯西班牙人アルノミナルカ彼等ハ常ニ亞爾然丁、墨西哥等ノ如キ西班牙系ニシテ故国ト言語風習ヲ同シウスル諸國ヲ択フヲ以テ吾人ハ此ノ方面ニ多大ノ期待ヲナスコト能ハス

然ラハ吾人ハ孰レニ向ツテ移民ヲ求ムヘキカ、独逸人ニ依ルヘキ乎、独逸人ハ彼等ニ取りテ氣候良キ南部ノ「パラナ」、「サンタ、カタリナ」及「リオ、グランデ」州ニ既ニ根柢ヲ固メタレハ万々独逸移民誘入ノ方法ヲ講スルトシテモ彼等ハ引続キ此等南部諸州ニ來住スルナラン

ナルカ故ニ日本ハ吾人ノ所要ニ從ヒ如何程ニテモ之ヲ吾人ニ供給スルコトヲ得ヘシ然ルニ人類学上及宗教上ノ見地ヨリ異リタル人種ヲ好マサル人アリ吾人ハ移民ニ就テハ先ツ第一着ニ伯国ノ土地カ包有セル富ノ發展ヲ目的トスルカ故ニ此等ノ点ニ関シテ論議セサルヘシ吾人カ移民ヲ求ムルハ換言スレハ伯国ノ土地ニ価値ヲ与フルニ恰適セル一種ノ機械ヲ入手セントスルモノナリ吾人何ソ此ノ機械ノ出所ヲ究メ而シテ其ノ塊國製タルト、葡萄牙製タルト、日本製タルト、独逸制タルト將又露國製タルトノ別ヲ問ハニヤ唯間フヘキハ吾人ノ為ニ能ク其ノ用ニ堪フルヤ否ヤノ別ナル而已、然リ而シテ「サンパウロ」州ニ於テハ此ノ思想既ニ実現シ同州ニハ猶太人、露西亞人等互ニ共存シツツアルナリ

(中略) 当國ニ渡來スル者ノ波蘭人タルト日本人タルト將又獨逸人タルトハ吾人ノ頓着セサル所ニシテ若シ吾人ニシテ宗教ノ異同ニ拘泥センカ是レ即チ歴史上四五世紀ノ以前ニ立戾ルモノニシテ伯国ニ於テ實現セシメ難キ時代錯誤ナリ

移民ハ吾人ノ為ニ利用スヘキモノナルカ故ニ之ヲ利益ノ問題 (Question of interests) トシテ論セサルヘカラス

ナリ

日本ノ文明ハ文明ニ劣レルモノナリト言ヒ触シツツアル若干者ノ虛構ハ真ニ幼稚ナルモノニシテ日伯両国ハ共ニ袂ヲ連ネテ文明ニ寄与シツツアルナリ

日本ハ陸海軍、商工業、交通機關、教育、美術ヲ初メトシ其他一切ノ社會組織ニ於テ第一等ノモノヲ有シ優秀ナル地位ヲ占ムルヲ以テ該地位ヨリ之ヲ邵ケントスルハ誠ニ笑フニ堪ヘタリ事実ハ事実トシテ承認ヲ命ス之ニ対シ虛構ノ妄説ヲ立ツルヲ許サス此点ニ關シテハ多言ヲ費シテ弁スルマテモナク唯日本カ講和會議ニ於ケル五大強国ノ一タルコトヲ知レハ足レリ

予ハ三年間日本ニ滯在シ能ク日本及日本人ヲ知レリ而シテ吾人ノ間ニ物議ヲ醸ス所ノ此ノ現当ノ問題(註=移民問題)

ヲ常ニ愛國的ニ研究シ之ヲ解決せんカ為經濟問題トイフコトヲ忘レスシテ本問題ニ対シテハ常ニ伯国ノ利益ヲ考量セリ蓋シ伯国ノ利益テフコトハ吾人カ移民問題ヲ講究スル場合ニ考量スベキ唯一ノ要点ナレハナリ

斯ルカ故ニ吾人ハ苟クモ伯国ニ向ツテ渡來スル移民ハ總テ之ヲ受取スルヲ要シ且常ニ問題ノ經濟的方面ヲ眼中ニ置カ

サルヘカラス

伯国ノ憲法ハ明白ニ吾人ノ進ムヘキ道即チ『移民ノ完全ナル自由』テフコトヲ指示セルカ故ニ人種、宗教若クハ膚色ノ異同ヲ云々スルハ不条理ナルヘシ
従ツテ經濟的見地並社會ノ進歩テフ見地ヨリ吾人ハ生理上ノ欠点アル者ノ外ハ何等ノ差別ナシニ總ヘテノ移民ヲ吸収スルニ努メサルヘカラサルコトハ此レ以上ニ論スルノ必要ナキモ之ト同時ニ又他面ニ於テ有害分子即チ過激黨員、「ボルシエヴィスト」其他無政府主義ノ有ラユル新派ニ屬スル者ニ対シテハ全ク例外ナシニ入國禁斷ノ牆壁ヲ築キ夫ノ戰争ニヨリテ發生シタル所謂『好マシカラサル移民』カ其ノ危險思想ト其ノ病弊ヲ提ケテ我国ニ徐々漬浸セントスルヲ拒絶セサルヘカラス

要スルニ主要ノ問題ハ茲ニ在リ總テノ伯国人ハ此ノ問題ノ為ニ全精力ト有ラン限リノ愛國心トヲ傾倒シテ之ヲ討究セサルヘカラス

一一一 「ブラジル」移民関係雑纂 三八六 三八七 三八八

四〇四

三八六 九月二十日 内田外務大臣ヨリ
在サンパウロ野田総領事代理宛(電報)

伯国行呼寄移民ノ証明範囲拡張承認ノ件

第二六号

七月二十八日付通公第一〇六号貴信呼寄移民証明ノ範囲拡張ニ関スル件承認ス

大正八年九月二十二日

在リベロンプレート

帝国總領事館分館主任

外務書記生 多羅間 鉄輔(印)

外務大臣子爵 内田 康哉殿

沖繩県中頭郡中城村大字荻野四一二

三八七 九月二十二日 伯刺西爾移民組合宛

伯国行移民ノ家族構成条件変更ニ関スル件

通三送第九四三号

本件ニ關シ客月廿日付通三合第一〇七九号ヲ以テ申進置候

処今般在サンパウロ野田総領事代理ヨリ更ニ別紙ノ通來電
有之候ニ付委細右ニッキ御了知相成度此段申進候也

註 別紙ハ前掲在サンパウロ野田総領事代理発内田外務大臣宛
電報第二七号ト同文ナルニ付省略ス

三八八 九月二十二日 在リベロンプレート多羅間分館主任

内田外務大臣宛

偽名渡伯ノ沖繩県人ニ関スル件

通公第三七号 (十一月二十五日接受)

伯国サンパウロ州フランシスコ、マシミアノ駅サンルイ
ス耕地在留

家長 比嘉松牛

明治二十八年十二月二十六日生

妻 比嘉カマ

明治三十三年六月十九日生

弟 比嘉蒲

明治三十一年七月十二日生

右一家族ハ移民組合第三回森岡移民会社取扱移民トシテ大
正六年十二月渡来セル筈ニ有之候処其実妻「カマ」ハ渡来

セス同村同字三〇四番地安里カナ(当三十才)ヲ前記「カ
マ」ハ其ノ反省ヲ促スヘキモノモ有之候様存セラレ候ニ付御
裁量次第ニテ之ヲ一般ニ周知セシメラレ候テモ宜シカラント思考致シ候

別紙相添此段申進候 敬具

本信写送付先 在伯堀口公使

マ」ト偽称セシメ渡来シタル趣ニテ今般家長松牛ヨリ右事
実及自白候就テハ御取調ノ上關係人ニ対シ厳重处分方可然
御取計相成何分ノ儀御回報相成度此段申進候 敬具
追テ右「カナ」ハ契約中ノ耕地ヲ逃亡候ニ付為念申添候
也

三八九 九月二十三日 在サンパウロ野田総領事代理ヨリ

内田外務大臣宛

サンパウロ州ノ一耕地主ノ排日論訳報ノ件

通公第一五四号

(十一月二十五日接受)

大正八年九月二十三日 在サンパウロ

(別紙)

「日本」

「ウ、エスタド、デ、サンパウロ」新聞大正八年八月一日夕刊

掲載及同月二十日朝刊再掲

予ノ日本訪問ハ予ニ一大失望ヲ与ヘタリ此ノ失望ハ幾分予
カ以前瓜哇ニ旅行シタルニ因ルモノニシテ實際此ノ極メテ

美麗ナル島ヲ知レル者ニトリテハ日本ハ其ノ興味ノ大部分
ヲ失フ是レ両者ノ人民、其ノ風俗、習慣又其ノ地勢ニ至ル
マテモ大ニ相近似セルニ因ル、然カモ其ノ風景ノ美ナルニ
ナリシ由 ナル人カ當市ノ「ウ、エスタド、デ、サンパウロ」
ナリシ由 ナル人カ當市ノ「ウ、エスタド、デ、サンパウロ」

一一一 「ブラジル」移民関係雑纂 三八九

四〇五

於テ將又其ノ植物ノ繁茂セルニ於テ瓜哇ノ方カ比較ニナラ
サル程勝レルハ疑ナキ所ナリ又予ノ失望ニ与リテ大ニ力ア
リタル他ノ原因ハ日本ヲ実見スルニ先チ同国ニ閑スル著書
ヲ多読シタルニ在リ此ノ國ニ閑シテ出版セラレタル書籍ノ
大數集中ニ多量ノ虚飾ト誇張アルハ争ヒ難キ所ニシテ全世界ニ
散布セラレタル日本ノ事物ノ絵画ニ於テモ亦然リ日本
ヲ知ルテフ所謂幸福ヲ有シタル極メテ少數ノ我カ伯国人ハ
多クハ其ノ有スル官職ノ為ニ黙シテ自己ノ感想ヲ發表セサ
ルカ左ナクハ「武士及芸者」ナル極メテ倦厭的ノ題目ニ閑
シテ云々スルニ止マル

予ハ嘗テ日本ニ閑シテ予カ今日有スル所トハ全然異リタル
考ヲ有シタルコト並国内到ル處ニ百花爛漫タル公園庭園ア
リ且比類ナク清潔ナル街路ヲ有スル日本ヲ予ノ想像裡ニ画
キタルコトヲ告白ス而シテ予ノ第一ノ上陸地点横浜カ予ニ
起サシメタル悪感ハ予之ヲ同地カ出入頻繁ナル一海港タル
ト且ハ其ノ国ノ特徴ヲ有セサル半「コスマボリタン」都會
タルトニ帰ス予ハ純日本風ノ有名ナル首都東京ニ向ツテ急
キ同市ニ於テハ予ヲ眩惑セシムルモノヲ發見スヘク期待シ
タリシモ不幸ニシテ同市ハ其ノ不潔ナルコト及其ノ街路ノ

ニ対シテ弁解セントシタル日本人ノ論法ヲ以テスレハ
Longchamp, Grand Prix ハ花アリト言フコトハ不可能事
ニ属スヘキナリ
予ハ鉄道ニ依リテ八百基米突以上日本ヲ通過シ其ノ最良ノ
三港ヲ見物シ有名ナル二避暑地日光及宮ノ下ニ滯在シ瀬戸
内海ノ全部ヲ航シタルカ結局日本ハ一度観タル以上些ノ名
残ヲ惜ムニ至ラス又再遊ノ意モ起ラサル國ナリトノ結論ニ
到達セリ

日本全土カ利用セラレサル場所ナキマテニ耕作セラレ居ル
ヲ見ルハ日本ヲ訪問スル伯国人ノ一般ニ驚嘆スル所ナレト
モ此ハ元来「サンパウロ」州ノ一倍半ニモ足ラサル土地ニ
五千五百万ノ人口アルヲ想起セサル為ナルノミ、能ク考ヘ
見レハ「サンパウロ」州ニ於ケル八億本ノ珈琲樹ハ世界中
ノ黃色人カ悉ク集団スルモ尚且之ヲ為斯能ハサル一努力ヲ
代表セルモノナレハ「サンパウロ」人ハ決シテ之ニ及ハサ
ルコト甚タシキ地位ニ立ツモノニアラス
東洋ヲ旅行スル者ヲシテ特ニ切実ナル感想ヲ起サシムルハ
全東洋ニ於テ日本人ヲ如何ニスヘキカト考慮ヲ有スルコト
及其進入ヲ遮ランカ為ニ總ヘテノ文明諸國カ種々ノ連続的

体裁カ何等ノ舗道ナク堪ヘ難キ紅塵カ然ナクハ蚊ノ充滿セ
ル嫌惡スヘキ泥土ヲ有スルニ過キサルコトニヨリテ予ニ最
惡ノ感想ヲ起サシメタリ予ハ全市内、其ノ公園、植物園、
動物園、博物館、劇場等ヲ見物シツツ同市ニ三日間滞在シ
タルカ斯ク世ニ喧伝セラレ常ニ一美觀トシテ称セラレタル
有名ナル上野公園ハ歐洲若クハ北米ノ大都會ニ於ケル第二
流ノ公園ニ比スルモ尚且其孰レニモ及ハサルモノナリ、日
本ノ庭園ニ絶体ニ花ノナカリシコトハ予ヲシテ甚タ不愉快
ニ感セシメタリ、而シテ予カ此等ヲ參觀シタル頃（六月及
七月）ハ一年中ニテ花ナキ季節ナリト弁解スルモノアリタ
ルモ同市ヲ去ルコト程遠カラサル而カモ暑氣甚シキ地方ニ
驚クヘク能ク手入レサレ而シテ花ヲ以テ蔽ハレタル立派ナ
ル庭園ヲ有スル上海及香港アルカ故ニ此ノ弁解ハ信用スル
ニ足ラス其後ニ至リ予ハ南阿ヲ訪問シタルカ乾燥ニシテ甚
タ炎暑地タル「トランスヴァール」ニ於テ而カモ予ノ同地
ヲ遊歴シタルハ真夏ナリシニ拘ラス極メテ美麗ナル公園ヲ
觀タルノ好記憶ヲ今日尚胸裡ニ有セリ日本ニ於テハ桜花爛
漫タル候ノ四月カ若クハ菊花ノ季節タル秋ニ之ヲ訪問スル
ノ幸運ヲ有セサルモノハ極メテ大ナル欺瞞ニカカルヘシ予

シキモノノアリ日本人ハ常ニ口先ニテハ英人ヲ好ムカノ如キ
虚偽極マレル言明ヲナスニ拘ラス其ノ実英人ヲ忍容セス白
人中ニテ日本人カ好愛シ且賞嘆スルモノハ独リ独逸人アル
ノミナリ伯国人ニシテ一タヒ日本ヲ訪問シタル上ハ誰一人
トシテ日本移民カ伯国ニ適スルコトヲ依然トシテ認ムルコ
トナキハ予ノ確信スル処ナリ日本移民ハ吾人カ手ヲ着クル
コトヲ得ヘキ移民中最惡ノモノニシテ遠カラス吾人ハ之ヲ
受取シ且之ヲ補助シタルコトヲ後悔スルニ至ルハ疑ヲ容レ
サル所ナリ、タトヘ他ノ何レノ移民ヲモ受取スルコト不可
能ナリトスルモ尚且日本移民ヲ誘入スルハ正当ナラズ
目下日本人ハ世界（世界市場ノコトナリ）ノ同情ヲ得シコ
トヲ冀図シ其ノ有ラユル欠点ヲ隠蔽セント企テツツアルモ
諺ニ謂フ匿レタル猫ノ如ク常ニ其ノ尾ヲ外部ニ露出シ居レ
リ蓋シ Oqueo berço dá a tumba o leva (直訳、搖籃ノ与
フル所墳墓之ヲ除ク、意訳三歳児ノ魂百歳マテ) ナレハナ
リ予ハ東洋漫遊中予ノ如上ノ言ノ過当ニアラサルコトヲ十
分ニ示スニ足ルヘキ幾多ノ事実ヲ蒐集スルコトヲ得タリ而
シテ此等事実ノ内二、三ハ我カ国人ヲ完全ニ啓発スル為ニ
之ヲ説述スルノ価値アリ

ノ賢明ナル政治家ニ之ヲ知ラシムヘシ

「エドワルド、ナヴァルロ、デ、アンドラデ」

偽名者 梅木 実

三九〇 九月二十四日

在リベロンプレート多羅間分館主任
内田外務大臣宛

偽名渡伯ノ長崎県人ニ閲スル件

（十一月二十五日接受）

大正八年九月二十四日

在リベロンプレート帝国總領事館分館主任

外務書記生 多羅間 鉄輔(印)

長崎県人梅木実偽名渡航ニ閲スル件

本籍熊本県宇土郡綠川村大字笠原一五八〇戸主

伯国サンパウロ州リンコン駅フエシヤ、アラド耕地在留

呼寄人 前田 大次

慶応三年十一月二日生

明治三十五年九月十五日生

被呼寄人 中山 光雄

本籍長崎県西彼杵郡茂木村九六四番戸亡梅木稻吉庶子

一一一 「アラジル」移民関係雑纂 三九〇 三九一

外務大臣子爵 内田 康哉殿

総領事代理領事 野田 良治(印)

通公第一五五号

（十一月二十五日接受）

大正八年九月二十四日

在サンパウロ野田総領事代理ヨリ
内田外務大臣宛

サンパウロ市私立商業学校教師ノ日本移民排

斥論訳報ノ件

通公第一五五号

（十一月二十五日接受）

大正八年九月二十四日

外務大臣子爵 内田 康哉殿

総領事代理領事 野田 良治(印)

四〇九

戦争中外国市場ヨリ殆ト總テノ敵国商品、就中有名ナル独
逸人ノ為ニ鉛筆其ノ跡ヲ絶ツニ至ルヤ南阿ノ一大商館ハ其ノ
顧客ノ為ニ能ク用達セんコトヲ欲シ且ハ日本人カ驚嘆スヘ
キ模造者タルヲ知リテ日本人ニ鉛筆ノ見本ヲ請求シ之ヲ佳
良ト認メタルヲ以テ仍チ数千打ノ註文ヲ發シタルカ物品到
着後之ヲ市場ニ出スヤ忽ニシテ該鉛筆ハ單ニ両端ニ三四分
ツツノ石墨ヲ有スルニ止マリ中部ハ空虚ニシテ心ナシトノ
苦情各方面ヨリ百出セリ是ニ於テ同品供給者タル日本商館
ニ之ヲ質シタルニ該日本商館ハ其供給シタル物品ハ見本品
ト全然同様ノモノナリト頗ル改マリテ返答シタルヲ以テ彼
ノ南阿商館ハ最初見本トンテ受取りタル鉛筆ヲ割開シタル
ニ果シテ見本モ亦中部空虚ナルヲ発見セリ
緬甸ノ一大汽船会社ハ日本ノ一商館ト炭酸「カルシウム」
五十噸供給ノ契約ヲ結ヒタルカ最初ノ五噸ヲ受取リタル後
間モナク黄色ノ代理人來訪シ日本ニ於テ同品ノ市価賸貴シ
タリトノ理由ヲ以テ残部ノ供給ヲ見合セタル旨ヲ巧ニ言明
セリ
予ハ之ニ類似セル事実數十ヲ書キ留ムルノ面倒ヲ敢テシタ
ルカ神若シ予ニ借スニ生命ト健康トヲ以テセハ予ハ我カ國
セシメ候趣ヲ以テ今般右梅本ト称スル者ヨリ事情自白ノ上
リ別紙ノ通り大正二年二月熊本県知事ヨリ當國渡航ノ許可
ヲ得タル處本人渡航セス前頭梅木実ヲシテ其名ヲ偽稱渡航
在留登録方ノ義願出候就テハ事実御取調ノ上關係ニ三対シ
相当ノ処分方可然御取計相成何分ノ義御回報相成度渡航許
可証相添此段申進候 敬具

「モレイラ、マシャード」著書中ノ本邦移民
排斥論訳報ノ件

当「サンパウロ」市私立“Alvares Penteado”商業学校教授 Moreira Machado カ其ノ著書 O Brasil 中ニ掲記セル 本邦移民排斥論何等御参考マテ別紙ノ通譯訳ノ上貴覽ニ供シ候 敬具

本信写送附先 在伯堀口公使
(別紙)
「モレイラ、マシャード」著書中ノ日本移民

排斥論

サンパウロ市私立「アルヴァレス、パンテアド」商業学校教授 Moreira Machado ハ同校並州内及国内中学校用教科書トナスノ目的ヲ以テ数ヶ月前「伯国」(O Brasil)ト題スル中版六百頁ノ一書ヲ編著シ「移植民」ナル一章中ニ甚シク日本移民ヲ排斥セリ(同書)一〇二—一〇四頁)其ノ論旨左ノ如シ

(上署)伯国ノ移民歴史ハ之ヲ五期ニ区分スルコトヲ得ヘク第一期ハ独逸人及葡萄牙人來住分子タリシ伯国独立ノ頃ヨリ伊太利移民カ到着シ始メタル千八百七十七年マテヲ謂ヒ第二期ハ其ノ後伊太利移民カ盛ニ流入スルニ至リタル

千九百八年ヨリ千九百十二年ニ至ル伯国ノ移民入国数ハ五十八万四千八百十八名ニ達シ其ノ内訳ハ葡萄人二十二万三千八十五名、西班牙人十一万四千五百五十七名、伊太利人九万六千四百三名、露西亞人三万七千百十二名、土耳其亞刺比亞人二万六千六十五名、独逸人二万二千二百三十名、奧太利人一万九千八百三十四名、仏蘭西人六千二百七十七名、英吉利人五千二百八名、日本人四千七百十六名、和蘭人一千七百六十名、亞爾然丁人二千百十二名、其他諸国人二万四千四百五十九名ナリキ

而シテ此等ノ外來分子中ニテ日本人ノミハ之ヲ拒絶スルコトヲ要ス此ノ処置ヲ執ルヲ可トスル原因種々アルカ中ニモ其ノ第一ニシテ且最急速ニ危険ヲ齎ラスハ世人ノ周知セル如ク同一ノ地ニ亞細亞人労働者ト歐洲人労働者トノ共存カ到底行ハレ難キコトナリ、此ノ事実ハ合衆國ノ西部ニ於テ加州及其他ノ諸州カ中央政府ニ対シテ頑強ニ抵抗シ且日本トノ国交断絶否恐クハ日米開戦ノ危殆ニ瀕スルモ顧ミスンテ亞細亞移民ノ禁止ヲ止ムヲ得スト思考スルニ至レル底ノ一事態ヲ現出セシメタリ亞爾然丁共和国ニ於テハ憲法ハ其ノ政府ノ権限中ニ『歐洲移民ヲ獎励スルコト』トイヘル一項ヲ含ミ而シテ此ノ規定ハ亞細亞移民ヲ禁止スルモノトシテ布衍セラレ同國ニ於テハ政府側ヨリ寸毫モ亞細亞移民ヲ獎励スルコトナク單ニ各人ノ個人的計画ニ限ラレ而モ斯カル計画ハ實際ニ於テ皆無ナリ

伯国ハ住民ノ數ノ如何ニヨリ一層面倒ナル人種問題ヲ有スルモノナルニ之ヲ解決スル困難ノ度ハ黃血ノ注射ニヨリテ益々加大セリ

一国ノ住民ノ間ニ囊腫ノ如ク存在セル一外來人種カ多数ノ集団ヲ成サハ其ノ害悪及危險ノ甚タシキモノアルヲ主張セ

サル人種学者若ハ政府家アルコトナシ有益ナル移民トハ血液ノ交配及言語ノ吸收ニヨリテ國民ノ本体ト同化スル移民ノコトナリ我カ國ノ人口統計狀態ニ鑑ミ亞細亞人ノ融合同化ハ一大謬見ナリ、何トナレハ人類學上ヨリ言フモ將又心靈上ヨリ言フモ文明ノ標型ヨリ言フモ亞細亞人ハ吾人ヲシテ我カ國カ師事シツツアル文明ノ標型ヨリ遠カラシムルモノニシテ吾人ハ歐洲人種ノ一枝ニ二箇ノ劣等人種即チ土人ト阿弗利加人トノ血ヲ混シタル結果トシテ既ニ該文明ニ向ツテ進ムノ歩調遅々タルヲ難シシツアレハナリ

亞細亞人ハ吾人トハ異リタル血液、宗教、風習、思想及心狀ヲ有ス從ツテ現ニ「サンパウロ」州ニ誘入セラレツツアルカ如キ大數ノ日本人ハ同州人民ノ間ニ滅却シ難キ一集團ヲ形成シ以テ歐洲移民ヲ自動的ニ退散セシムルニ至ルヘキヲ以テ斯ル集団ヲ形成セシムルハ無用ナリ若シ又彼等ノミニ別團ヲナサストセハ内國民ト雜婚シ人種ノ統一上且ハ人種ノ将来ノ為ニ吾人ノ予知シ得ヘキ而モ吾人ノ想像モ及ハサル程度ノ損害ヲ生セシムルカ二者其ノ一タルヲ免ルヘカラス

三九一 十月一日

内田外務大臣ヨリ
在伯国堀口公使宛

対伯国啓發運動ノ為機密費支出ノ件

通三機密送第二号

本件ニ関シ七月十五日付政機密第八号ヲ以テ委細御申越ノ趣了承然ル処當方経費ノ都合上御申越通支難致候ニ付参考金円支出スルコトト決定致シ該金額及送付候條前記目的ニ適宜御使用相成結果御報告相成度此段申進候也

三九三 十月二日

内田外務大臣ヨリ
在サンパウロ野田総領事代理宛

伯国行移民呼寄證明ノ範囲拡張ニ関スル件

通三送第六八号

本件ニ關シ七月二十八日付通公第一〇六号ヲ以テ御申越ノ趣了承右ハ事情諒察スヘキモノ有之候ニ付貴見ノ通呼寄人ノ友人、知己、同郷人等近親者以外ノ者ニ對シテモ呼寄証明書ヲ發給セラレ差支無之候尤モ是等證明書ノ發給ニ關シテハ最モ深甚ノ注意ヲ払ヒ真ニ呼寄ノ必要アリヤ否ヤヲ調査セラレタク現ニ亞爾然丁ニ於テハ別紙在「ブエノスアイレス」山崎領事宛往信写ノ如ク当初ヨリ亞国ニ渡航スルノ

意思ナク或ハ中介周旋者ノ手ニ依リ領事ノ呼寄證明書ヲ得テ同國行旅券ノ下付ヲ受ケ在本邦墨西哥官憲ノ查証ヲ得テ出発シ途中墨西哥ニ上陸ノ上同地ヨリ米国ニ密入国ヲ敢テ為セシ者多数有之候次第モ有之候ニ付此等ノ実例等モ御参考ノ上呼寄證明書ノ發給ニ際シテハ呼寄人ノ人物、経歴、資力、事業状態等慎重御調查ノ上真ニ呼寄ノ意思アリ又呼寄ヲ必要トスル事情アリト御認メ相成候モノニ限り發給相成且シ被呼寄人ノ身上ニ就テハ充分責任ヲ負ハシムル様御取計相成度右往電第二六号補足旁申進候也

本信写送付先 在リオデジャネイロ岩手領事及在リベロン

プレート分館主任

註 別紙省略

三九四 十月二日

内田外務大臣ヨリ
在サンパウロ岩手領事及在リベロン
プレート多羅間分館主任名宛

伯国行移民呼寄證明ノ範囲拡張ニ関スル件

通三合送第三〇九号

本年七月二十八日付通公第一〇六号ヲ以テ在「サンパウロ」野田総領事代理ヨリ上申ニ係ル首題ノ件ニ關シ別紙写ノ通

リ回答致置候ニ付委細右ニ付御承知相成度本件参考書類一括相添此段申進候也

註 1 前掲三七〇文書
2 十月二日付内田外務大臣ヨリ在サンパウロ野田総領事代理宛通三送第六八号写(前掲三九三文書)

三九五 十月四日 在サンパウロ野田総領事代理ヨリ

身代渡航ノ沖繩県人二名ニ関スル件

通公第一六七号

(十一月十二日接受)

大正八年十月四日

在サンパウロ

大正八年十月七日

在サンパウロ

大正八年十月七日

(十一月十二日接受)

外務大臣子爵 内田 康哉殿

総領事代理領事 野 田 良 治(印)

ノ件

「リオデジャネイロ」市「ウ、ペイース」新聞カ本年八月

右ハ盛栄ノ渡航ヲ遂行セシメンカ為其寒母ウトノ随伴セルモノノ由ニ有之候ニ付關係旅券及ウト盛栄ノ戸籍謄本各一通添付及申報候間事実御調査可然御措置ノ上結果何分ノ義御回報ト共ニ添付ノ戸籍謄本御返戻相成様致度此段申進候

一一一 「ブラジル」移民関係雑纂 三九五 三九六

四一三

偏見ニ外ナラス候へ共兎ニ角御参考ノ為別紙ノ通其全文ヲ訳シ貴覽ニ供シ候 敬具

追テ客月十九日附通公第一五一号拙信ヲ以テ訳報シ置キタル當市「ディアリオ、ボブラー」新聞所掲「ロドリゲス、ダ、コスタ」ト署名セル本邦移民贊成説ハ本文「ウ、パイース」新聞ノ社説ヲ反駁スル為堀口公使ノ配慮ヲ以テ起草投書セシメラレタルモノノ由ニ付為念右申添候

本信写付先 在伯堀口公使

(別紙)

「移民問題」

千九百十九年八月廿八日「リオ」市「ウ、パイース」新聞社説

文明生活ノ状態カ漸次常規ニ復スル結果トシテ我が國ノ極メテ広大ナル領土ノ住民ナキ地方ニ定住センカ為メ多数ノ移住者カ決河ノ勢ヲ以テ入国スルニ至ラントスル吾人ニトリテ重大ナル問題ノ眼前ニ迫レルヲ見ル戰争及其影響ノ為甚タ不安ノ經濟状態ニ陥リタル歐洲ノ人民カ続々出国スルニ至ルヘキハ疑ナキモノノ如ク歐洲諸國ノ政府ハ經濟力ノ圧

迫ヲ蒙リテ外國移住ヲ希望セル者ノ出国ヲ遏止セント試ルナラン而モ移民ノ出国ハ必然的ナレハ此ノ遏止策ハ無効ニ避ク可ラサル所ナレハ其結果自國ノ通商上ニ便益ヲ与フルトイフ報償モ得ラレサルニ鑑ミ其移民カ移民先ニ定着スルヲ遮止スル様移民ノ潮流ヲ指導スル以外ニハ何等他ノ手段ヲ有セサルナラン

斯クテ歐洲移民ノ剩余分カ遠カラス世界ニ撒布セラル可ク予想セラルノ時ニ当リ伯國ノ發展ハ其人民ト合体スヘキ外来分子ニ依ル所頗ル多キ國柄ナルカ故ニ伯國タルモノ宜シク移民問題ノ種々ノ方面ヲ研究シ以テ從来ノ誤謬ヲ再演スルコトヲ避ケ且必然的ノモノト思ハルル移民大移動ノ最大利益ヲ收ムヘキナリ

先第一ニ研究スヘキ問題ハ伯國ノ政治、社會及經濟上ノ必要ニ最良ク適応スル移民ヲ選択スルコトナリ移民問題ヲ此ノ点ヨリ研究シ始ムルニ当リ其序言トシテ吾人カ觀テ以テ好マシキ移民ナリトスル分子中ヨリ亞細亞人ヲ除外スルノ可ナルコトヲ明白ニ確定シ置クコトヲ要ス

平等及平民主義トイヘル朦朧タル主義ヲ標榜シテ我國ニ於ケル人種問題ヲ變質セシメント欲シタル感情的議論及空論的ノ枝葉説ハ黃色移民カ十分重大ニシテ且頗ル顯著ナル人種上及經濟上ノ危害ヲ伯國ニ及スモノナルニヨリ我國民性ヲ解散セシメントスル此等亞細亞人ノ入來ヲ制限スヘキ処置ヲ政府及議會等ノ側ニテ執ルヲ至当トスル積極的事実ヲ変更スルコト能ハス。日本及支那移民ニ對スル反対ヲ駁センカ為メ藉用セラレタル理由尠カラサルカ中ニモ伯國人ハ純粹ナル人種ノ國ニアラサルコト及此ノ故ニ伯國ノ血液トハ異リタル新分子ヲ誘入スルコトヲ慮ラサルニアラストスル事情ヲ以テ顯著ナル理由ナリトスル者アリ何ソ其ノ論拠ノ斯カク不生産的ナルヤ

若シ吾人ニシテ他ノ諸國ニ於ケルカ如ク今少シク人種カ純粹ナリシナランニハ夫ノ雜種ノ度合少キ人種カ容易ニ異種ノ混血ヲ容ササル人種保存本能ハ吾人ノ間ニ大ニ發達シタルナルヘシ而モ吾人伯國人ハ其ノ混成ニ与カリタル要素ノ複雜ナリシ結果トシテ頗ル錯雜タル一人種トナレルカ為メ此レ以上更ニ混血ノ影響ニ堪フル能ハサルモ若シ吾人カ純粹人種ナリシナラハ敢テ混血ヲ意ニ介セサリシナランモ吾

人既ニ異ナリタル數人種ノ血液ヲ同化シタル後ナレハコソ此ノ上更ニ亞細亞人テフ一新異分子ヲ誘入シテ現ニ行ハレツツアル機微ニシテ且危險ナル伯國ノ人種鎔合作用ヲ動搖セシメサルヲ要スルナレ

人種上好マシカラサル亞細亞人ハ同時ニ伯國ノ國民的發展ノ要素トシテ社會上、政府上及經濟上ニモ不適當ナリ伯國ハ最初ノ植民者ト人種ヲ同シクスル分子ヲシテ其ノ住民ノ基礎トシテ優勢ヲ保タシムルヲ要スル國ナリ現ニ吾人ノ間ニ行ハレツツアル人種鎔合ノ大業ハ伯國人民ノ基幹タル歐洲人種ニ接木セラレタル附屬分子ノ血液ヲ減少セシムルニ在リ從ツテ後年ニ至リ同化スルモノト仮定スルモ尚且伯國ノ人種的体裁ヲ深大ニ變化セシムヘク若シ又依然トシテ伯國人ト接觸セサルニ於テハ其ノ勞働狀態ヨリ來ル所ノ影響ニヨリテ忽チ經濟上ノ攪乱分子トナリ且後ニハ延イテ重大ナル政治上ノ困難ヲ惹起スルニ至ルヘキ吾人トハ全然異ナリタル人民ノ集團ヲ作ラシメテ伯國民形成ノ進捗ヲ妨害スルハ不可ナリ

サレハ亞細亞起源ノ移民ヲ絶対ニ好マシカラサルモノトシテ除外スル時ハ殘ル所ハ歐洲カ吾人ニ送遣スルコトヲ得ル

移住民アルノミニシテ吾人カ植民ノ源泉トシテ依頼スルコトヲ得ヘキ欧洲諸国民中ニテ伯国ノ領土ヲ植民スル為優越的ノ役割ヲ演スヘキ運命ヲ有スルモノ三アリ即チ葡萄牙、伊太利及独逸ノ移民ハ吾人カ依テ以テ土地植民ノ問題ヲ解決スヘキ欧洲移民潮流ノ大本ナリ

此等三種ノ移民中ニテ先第一ニ挙フヘキハ正シク葡萄牙人ナルヘク而シテ葡萄牙人ノ人種上及政治上ノ担当ハ吾人ノ為ニ極メテ重要ナルモノナルモ葡國移民ノ定期的潮流小ナルヲ以テ問題ノ經濟的方面ヲ解決スルニハ不充分ナルヘシ蓋シ之ヲ解決スルニハ著シク大数ノ移民入国ニ依ラサルヘカラサルナリ

惟フニ独逸人ハ頗ル大規模ニヨリ入国スルナラン而シテ吾人ハ主義ニ於テハ独逸移民ヲ伯国ノ發展上優良ナル推進分子トシテ受諾スルコトヲ得ヘキモ伯国ノ領土内ニ多数ノ日耳曼人植民地ヲ設定スルコトハ憂慮ノ念ヲ以テ之ヲ見サル能ハス独逸移民問題ニ於テ特ニ注意ヲ要スル点ハ此等移民カ伯国諸港ニ多数上陸シタル場合ニ曾テ「サンタカタリナ」州内及「リオ、グランデ、ド、スール」州ノ某々所ニ於テ独逸人ノミ集中シ國民分離ノ異人植民地ヲ造リタル轍ヲ履

マサル様適當ニ之ヲ分離スルニ在リ
残ル所ノ第三ノ植民分子伊太利人ハ人種モ言語モ吾人ト略ホ同一ニシテ多數伯国ニ入來スルコトヲ得ヘク伯国領土ニ於ケル安全ニシテ且利得多キ植民ノ基礎ヲ代表スルモノナリ即チ葡萄牙移民ノ伯国來住数不充分ナル時ニ當リ吾人ハ伯國ノ拉典人種的傾向ヲ其儘ニ保存シツツ伯國ヲ植民スル為ニ伊太利ニ期待スルコトヲ得ルナリ尚伊太利移住民ハ既ニ共和国ノ南部ニテ同化シ難キ独逸人ノ獨化力ニ対抗シテ拉典人ノ抵抗力ヲ示ス極メテ有益ナル任務ニ當レリ伊太利人ハ既ニ實際的ニ証示セル此等ノ資質ニ加フルニ彼等ヲシテ活動、物質的繁榮及文化ノ良分子タラシムル他ノ資質ヲ以テス

従シテ吾人カ伊太利移民ノ潮流ヲ益々頻繁ナラシメント欲スル幾多ノ理由アリト雖モ之ト同時ニ吾人ハ之ヲ實行スル上ニ困難アルヲ見ル何トナレハ伊太利ニ於テハ多クノ政治家及思想家ハ地中海ノ東方ニ位スル諸國ヲ以テ伊國ノ經濟的及政治的活動ノ予定地ナリトシ伊人ノ移住ヲ該方面ニ向ハシメントスル一ノ強力ナル傾向アルヲ以テナリ此ノ考案ハ条理アリ且善良ナル動機ニ基クモノナリト雖モ東邦ニ於

ケル伊太利ノ将来ノ勢力ヲ予想シテ該方面ノミニ移民ノ潮流ヲ集中セントスルハ正当ナラス蓋シ此ノ方策ハ歐洲東部、小亞細亞及「シリヤ」ニ於ケル伊太利ノ經濟的優勢ノ發展ニ資スル所少キノミナラス同地方ニ於ケル伊太利居留民ノ過剩ハ必スヤ經濟上及政治的ノ紛糾ト困難ヲ惹起スヘキヲ以テナリ

伊太利ハ開發ノ為自国人活動ノ余地広大ナル新國ニ向ツテ其ノ過剩人口ヲ送遣スル上ニ最大ノ利害ヲ有ス而シテ伯國ハ恰モ之ニ適當スル条件ヲ具備シ伊太利人定住ノ為ニ最利益ナル土地ヲ提供ス而シテ其ノ伊太利人タルヤ伊國ノ貿易拡張及伊國ノ國際上ノ威信増加ノ為ニ有効具タルノ用ヲナスモノナリ

斯クシテ伊太利人カ吾國ノ領土ニ渡來スルコトニヨリテ

伊兩國ノ受クル便益ヲ認メタル上ハ移民ヲ基礎トシテ政治上及經濟上ノ一商定ヲ設ケンカ為メ兩國間ニ一ノ協約ヲ結フノ必要アリ今日マテ採用セラレ而シテ伊太利官憲側ヨリ

敵對的反動ヲ以テ目遇セラレタル從來ノ移民勸誘方法ハ成ルヘク速ニ之ヲ改メ伯伊兩國ニ取リテ同一ノ利害關係ヲ有スル一問題ヲ實際的ニ解決スル為兩國政府ノ協力ヲ基礎ト

通公第一七一号
大正八年十月八日
身代渡航ノ沖繩県人ニ関スル件
（十二月十二日接受）
在サンパウロ
（在サンパウロ野田總領事代理ヨリ
外務大臣子爵 内田 康哉殿
沖繩県人島袋太郎身代渡來ノ件

二二 「ブラジル」 移民関係雑纂 三九八

四一八

沖繩県国頭郡久志村字慶佐次六二九番地戸主加納養子

比嘉 鎌 吉

明治參拾弐年四月弐拾八日生

右者森岡移民株式会社扱移民同字六百弐拾五番地戸主鎌一郎長男タル実兄比嘉山戸ノ家族トシテ当伯國へ渡航ノ義大正七年四月十日沖繩県知事ノ許可ヲ得タル者ニ有之候へ共其実同人ハ渡來致サスシテ同字百拾七番地戸主六幸孫島袋太郎（明治弐拾八年參月拾九日生）ナルモノ其身代トシテ渡來セル旨申出ニ接シ候ニ就テハ關係渡航許可証及戸籍謄本一通添付致候間事実御調査可然御措置ノ上結果何分ノ義御回報ト共ニ添付ノ戸籍謄本御返戻相成様致度此段申進候

本信写送付先在「リベロンプレート」多羅間分館主任 敬具

三九八 十月二十日 田中通商局長ヨリ 警視總監地方長官各宛

サンパウロ州行農業移民ノ家族構成要件変更

ノ件

通三合送第一三八六号

大正八年十月二十八日

伯國「サンパウロ」州行農業家族移民ノ家族構成要件今般左記ノ通變更致候條以後右ニ依リ御取扱相成度此段申進候也

一、一家族ノ人員ニハ制限ナキモ其内ニ年齢十二歳以上五十歳以下ノ男女少クトモ三名以上アルコトヲ要ス

二、家族ノ構成ハ夫婦ヲ中心トシ之ニ夫婦孰レカノ左記第一若クハ第二ニ列挙セル家族又ハ親戚アル者ヲ以テ構成スルモノトス

第一、実子女、継子女、実父母、養父母、継父母兄弟姉妹。及以上各其配偶者

第二、養子女、甥姪、伯叔父母、従兄弟姉妹、従兄弟姉妹ノ子女、再従兄弟姉妹及義兄弟姉妹

三、右ニ依リ構成セル家族ハ別ニ家長夫婦ノ祖父母及前記家族中ノ一員ノ兄弟姉妹、義兄弟姉妹、甥姪及以上各之ト同行スル場合ニ限り其配偶者モ亦同伴スルコトヲ得

四、第二ニ列挙セル者カ家族構成員タル場合ニ於テハ各之ト同行スル場合ニ限り其配偶者モ同伴スルコトヲ得

五、養子女ハ満十五歳以下ノ者ニ限ル
但シ応募當時ニ入籍後満一ヶ年以上ヲ経過セル者ハ満十

五歳以上ニテモ差支ナシ

註 東京府知事ヲ除ク

三九九 十一日 田中通商局長ヨリ 沖繩県知事宛

伯國ニ偽名渡航ノ沖繩県人ニ闕スル件

通三送第一〇二五〇号

沖繩県人大城武盛ノ偽名渡航伯ニ闕スル件

沖繩県国頭郡名護村字名護四三九七番地

戸主盛永 長男

大城 武 盛

明治卅一年十二月卅一日生

註 別紙省略、前掲三七三文書ノ附屬書參看

四〇一 十一月五日 外務省通商局ヨリ 伯刺西爾移民組合日本郵船株式会社各

鎌倉丸乗船亞國行移民ニ闕スル件

通三合送第一四二三号

右者別紙陳情書ノ通り同県同郡同村同字三六五八番地戸主明黄弟儀保明松（明治卅三年三月十四日生）ノ名義ヲ僭称シ渡伯セル旨在「サンパウロ」野田總領事代理ヘ申出タル趣ヲ以テ今般同総領事代理ヨリ事實取調方申越候ニ付右御

調査ノ上相當御处置相成其結果御回報相成度別紙陳情書、追テ別紙戸籍謄本ハ御用済ノ上ハ御査報ト共ニ當方ヘ御

戸籍謄本及旅券添付此段申進候也
返付相成度候

一一 「ブラジル」 移民関係雑纂 三九九 四〇〇 四〇一

註 別紙前掲ニ付省略

鎌倉丸輸送伯國行移民サントス上陸ノ状況視察ノ為メ同地ニ出張セル新井書記生復命書中標記ノ件ニ闕スル部分別紙ノ通御参考迄茲及送付候也

四〇一 十一月十九日

日本郵船株式会社(印)
外務省通商局宛

鎌倉丸乗船亞国行移民ニ関スル件

外務省通商局御中

日本郵船株式会社(印)

大正八年十一月十九日

鎌倉丸乗船亞国行移民ニ関スル件

拝啓右ニ閑シ通三合送第一四二三号ヲ以テ新井書記生殿報告書写御送附被成下難有拝読仕候然ル處本件ニツキテハ予テ別紙写ノ通り鎌倉丸船長ヨリ報告有之尚更ニ取調候処ニヨレハ新井書記生殿報告ニハ事実相違ト思ハル点モ二三有之候ニツキ御参考迄ニ左ニ陳述仕候

一、「船長側ニ諮ル処アリシニ云々」トアルモ事実ハ然ラズ

亞国行移民乗船ノ次第ハ本船長崎出帆後旅券検査ヲ行ヒタル結果発見シ船長側ヨリ問題トナセルモノナリ

二、「船貨ニ閑シテモ何等割増ノ要ナキ旨ヲ云々」トアルモ船長ハ此クノ如キ回答ヲ与ヘス「サントス」到着ノ上ナラテハ判明セサル旨ヲ答ヘオキタルモノニシテ隨ツテ

「サントス」港着ニ及シテ船長側ノ言質ヲ捕ヘテ船貨ノ

支払ヲ拒絶シ種々物議ヲ醸シタリ云々ト云フカ如キ事實ヲ与ヘタリ云々ノ報告ニ対シテハ船長ニ於テ迷惑鬱カラ

ハ船長ニ於テ覺エ無シ

三、船長側ニ於テ移民ニ対シ不親切ニシテ無責任ナル説明ヲ與ヘタリ云々ノ報告ニ対シテハ船長ニ於テ迷惑鬱カラ

ス船長ハ新井書記生ノ御注意アルマテモ無ク最初ヨリ本件ニツキ十分ノ注意ヲナシ且ツ「サントス」ニ於テ為サレタル總テノ手続カ「ブエノス、アイレス」港ニ於テ何等ノ効無キ為メ船長自ラ余事ヲ抛チテ本件ノ為メニ奔走シ移民一同ハ非常ニ感謝ノ意ヲ表シタリ

要スルニ本問題ハ伯刺西爾移民組合ノ書類不完全ニ原因致候次ニテ甚々遺憾ニ存候今後十分注意可致候間何卒左様御了承被成下度候 敬具

(別 紙)

写

鎌第五八号

社長

鎌倉丸船長

御中(船客)

塩谷三郎

大正八年十月十五日

アルゼンチン行移民上陸ノ件

本船今往航長崎乗船「サントス」行移民六百三十七名ノ内沖繩県人十四名「アルゼンチン」行アリタル為メ同移民上陸ニ際シ非常ナル手数ヲ要シタル顛末御報告申上候御承知ノ通り「アルゼンチン」行移民ハ同國領事ノ查証アル旅券ト身元證明書(旅券同様亞國領事ノ查証アルモノ)ヲ所持スル者ニアラサレハ上陸ヲ許可セサル規定ニ有之候然ルニ同移民ハ單ニ「ブラジル」經由「アルゼンチン」行ノ摘要アル旅券ト通常ノ身元證明書ヲ有スルノミニシテ旅券身元證明書ニ亞國領事ノ查証ナキヲ以テ上陸ヲ拒絶セラレ之カ為メ同地駐在日本領事及ヒ代理店ノ手ヲ煩ハシ移民官ト種交渉ノ結果數日後漸ク許可セラレタル次第ニ有之候而シテ該問題ノ原因ヲ遡及シテ探ヌルニ最初本船長崎出帆ノ際移民組合ヨリ受取りタル名簿(移民)ハ全部「サントス」行トシテ作製シアリ又右十四名ニ閑シテハ何等ノ注意ヲモ受ケス尚且本船長崎出帆当初ニ於テハ「アルゼンチン」行ハ「ストライキ」ノ為メ未定ナリシヲ以テ同地行船客(何等ノ条件ナク)ヲ引受クル筈ナカリシニ航海中右移民ノ旅券検査ヲ行ヒタル結果該十四名ノ「アルゼンチン」行ナル

コトヲ發見シタルヲ以テ乗船監督ニ此事ヲ通シ之レカ処置等ノ条件ナク)ヲ引受クル筈ナカリシニ航海中右移民ノ旅券検査ヲ行ヒタル結果該十四名ノ「アルゼンチン」行ナル

方法ヲ尋ネタルニ一先ツ「サントス」ニ上陸セシメ其後ハ移民組合ニテ適宜ニ処分スルトノコトナリシカ愈々本船「サントス」ニ入港シ「ブエノスアイレス」行ナルコト判明シタルヲ以テ再ヒ十四名ノ移民問題トナリ本船トシテハ規定ノ旅券及身元證明書所持セサル移民ハ搭載スルコト能ハサレハ「サントス」港上陸ヲ主張シタルモ移民組合ハ「ブラジル」駐在亞國領事ト交渉ノ結果旅券ノ裏書ヲ得タルヲ以テ乗継キセシムルコトトナリ申候然ルニ本船愈々「ブエノスアイレス」入港移民上陸ニ際シ移民官旅券及身元證明書検査ノ結果日本駐在亞國領事ノ查証アル旅券及身元證明書ヲ所持スル者ニアラサレハ入國ヲ許シ難シトノコトニテ前記ノ如キ問題ヲ惹起シタル次第ニ有之候

兎ニ角目下亞國ニ於テハ移民ノ入國中々面倒ニシテ書類ノ検査モ從テ嚴重ナレハ成規ノ旅券及身元證明書ヲ所有スル者ニアラサレハ一切乗船セシメサル様取計度候

尚今後ノ注意トシテ移民組合ニモ斯ル移民ヲ乗船セシメサル様一応御注意可然カト思惟セラレ候ニ付御報告傍ラ此段得貴意候

一一一 「ブラジル」移民関係雑纂 四〇三 四〇四 四〇五

査証アルモノ宜シト移民官ヨリ注意有之候

四〇三 十一月二十日 (田中通商局長ヨリ)

身代渡伯ノ沖縄県人ニ閑スル件

通三送第一〇八三六号

沖縄県人金城ウシ身代渡伯ニ閑スル件

沖縄県人親富祖松ヨリ同人妻金城「ウシ」ノ身代渡伯ニ閑

(註)シ別紙始末書ノ通り在「サンパウロ」野田総領事代理ヘ申

出タル趣ヲ以テ今般同総領事代理ヨリ事実取調方申越候ニ

付御調査ノ上相当御処置相成其結果何分ノ義御回報有之度

別紙相添此段申進候也

註 別紙ハ九月八日付通公第一四二号在「サンパウロ」野田総

領事代理ヨリ内田外務大臣宛通公第一四二号附屬書ナリ前

掲ニ付省略

四〇四 十一月二十五日 (内田外務大臣ヨリ)

在サンパウロ野田総領事代理宛
通三送第八〇号

鎌倉丸乗船亞国行移民ニ閑スル件

鎌倉丸乗船亞国行移民ニ閑スル件

通三送第八〇号

鎌倉丸乗船亞国行移民ニ閑スル件

相成候処家族構成要件ニ閑スル第二項第一号ノ構成ノ種別

中ニハ夫婦何レカノ兄弟姉妹ニ付テハ何等御記載無之然ル

ニ一方本月十七日付警視庁ヨリ送付ニ係ル伯國サンパウロ
州行移民心得大要ノ前記項目中ニハ兄弟姉妹ニ閑シ記載有
之候ニ付テハ或ハ印刷ノ際脱漏シタルモノニモ無之候哉至
急御回報相煩度為念此段及照会候也

弟

蒲

明治三十一年七月十二日生

右者一家族ヲ構成シ移民組合第三回森岡移民会社取扱移民
トシテ大正六年十二月伯國ヘ渡航セル處其美妻「カマ」ハ
渡伯セス同村同字三〇四番地安里カナ(当三十歳)ヲ前記
「カマ」ト偽称セシメ渡航シタル旨家長松牛ヨリ申出タル
趣ヲ以テ今般在「リベロン、ブレーント」多羅間総領事館分
館主任ヨリ事実取調方申越シタルニ付右御調査ノ上相当ノ
御処置相成其結果何分ノ御回報有之度此段申進候也

追テ右「カナ」ハ契約中ノ耕地ヲ逃亡セル趣ニ付為念申
添候

四〇六 十一月二十九日 (田中通商局長ヨリ)

偽名渡伯ノ沖縄県人ニ閑スル件

附記 大正九年七月一日附川越沖縄県知事ヨリ田中通

商局長宛保外親第七八六二号

通三送第一一二九二号

沖縄県人安里「カナ」ノ偽名渡伯ニ閑スル件

沖縄県中頭郡中城村大字荻野四一二

戸主松宣三男

家長 比嘉松牛

妻 カマ

明治廿八年十二月廿六日生

一一一 「ブラジル」移民関係雑纂 四〇六

四二二

本年八月二日付通公第一一四号ヲ以テ御進達相成候新井書
記生鎌倉丸移民「サントス」上陸状況視察復命書中亞爾然
丁行移民ノ件ニ閑シ日本郵船株式会社ノ注意ヲ喚起致置候
處今般同会社々長ヨリ別紙鎌倉丸船長報告書写送付致越候
間御参考迄茲及御送付候也

註 別紙ハ十一月十九日付日本郵船株式会社ヨリ通商局宛來信
附属八月十五日附鎌倉丸船長ヨリ日本郵船株式会社社長宛
鎌第五八号写ナリ前掲ニ付省略

四〇五 十一月二十六日 (石川県ヨリ)

外務省御中
附屬八月十五日付日本郵船株式会社ヨリ前掲ニ付省略

サンパウロ州行農業移民家族構成条件ニ閑シ

問合ノ件 (十一月二十八日接受)

大正八年十一月二十六日 (石川県)

外務省御中
伯國サンパウロ州行農業家族移民ノ家族構成

要件変更ノ件

發保第八六号

大正八年十一月二十六日 (石川県)

外務省御中
伯國サンパウロ州行農業家族移民ノ家族構成

要件変更ノ件

本件ニ付客月廿八日付通三合送第一三八六号ヲ以テ御通報

客年十一月二十九日付通三送第一一二九二号ヲ以テ偽名渡
伯外親第七八六二号 (大正九年七月十二日接受)

大正九年七月一日 (大正九年七月十二日接受)

沖縄県知事 川越 壮介(印)

外務省通商局長 田中 都吉殿

安里カナ偽名渡伯ニ閑スル件

客年十一月二十九日付通三送第一一二九二号ヲ以テ偽名渡

伯外親第七八六二号 (大正九年七月十二日接受)

四二三

一一一 「ブラジル」移民関係雑纂 四〇七 四〇八 四〇九

ノ名義ヲ以テ「安里カナ」ヲ同伴渡伯セシコト事実相違無之因テ事件ハ検事局へ送致候条此段及回答候也

明治三十五年九月十五日生 慶応三年十一月一日生 同県同郡同村大字城塚八四七戸主吉之助従弟

被呼寄人 中山光雄

内田外務大臣ヨリ
在リオ、デ、ジヤネイロ岩手領事
リベロン・ブレート分館多羅間主任
在サンパウロ野田総領事代理各宛

伯国サンパウロ州行農業移民家族構成要件変

更ノ件

通三合送第三九一号

本件ニ關シ今般別紙ノ通内地各地方長官ニ通牒致候条右写
玆ニ及送付候也

註 別紙ハ十月二十八日付田中通商局長ヨリ警視總監地方長官
東京府知事ヲ除ク各宛通三合送第一三八六号写ナリ前掲ニ
付省略

四〇八 十二月一日 田中通商局長ヨリ
長崎県知事熊本県知事各宛

偽名渡伯ノ長崎県人ニ閑スル件

通三合送第一五七三号

長崎県人梅木実偽名渡伯ニ閑スル件

熊本県宇土郡綠川村大字笠原一五八〇戸主

呼寄人 前田六次

四〇九 十二月一日 田中通商局長ヨリ
警視總監地方長官各宛

伯国サンパウロ州行農業移民ノ家族構成要件

ニ閑スル件

通三合送第一五八四号

本件ニ關シ十月二十八日付通三合送第一三八六号ヲ以テ申
進置候處右公信中左記第二項第一号中繼父母ノ次ニ「兄弟
姉妹」ノ文字ヲ脱漏致居候ニ付右訂正方御取計相成度此段
申進候也

註 別紙省略

四一〇 十二月十六日 田中通商局長ヨリ
沖縄県知事宛

身代渡伯ノ沖縄県人ニ閑スル件

構成要件ニ閑シ問合ノ件

保収第一三〇一五号 (十二月十八日接受)

大正八年十二月十六日

太田新潟県知事

田中政弘(印)

新潟県知事 太田政弘(印)
外務省通商局長 田中都吉殿

右者森岡移民株式合資会社取扱移民同字六百二十五番地戸
主 鎌一郎長男タル実兄比嘉山戸ノ家族トシテ大正七年四月
十日伯國渡航ノ許可ヲ得タルモ其実同人ハ渡航セスシテ同
字百十七番地戸主六幸孫島袋太郎(明治廿八年三月十九日
生)ナルモノ其ノ身代リトシテ渡伯セル旨本人ヨリ申出タ
ル趣ヲ以テ今回在「サンパウロ」野田総領事代理ヨリ事實

明治三十二年四月廿八日生
戸主加納養子 比嘉鎌吉
明治三十二年四月廿八日生
沖縄県人島袋太郎ノ身代渡伯ニ閑スル件

伯国サンパウロ州行農業家族移民ノ家族構成要件ニ閑シテ

ハ本年十月二十八日通三合送第一三八六号御通達ニ依リ一

家族ノ人員ハ年齢十二歳以上五十歳以下ノ男女三名以上ニ
シテ右ノ男女三名以下ナル場合ニ於テハ家族構成条件ヲ具
備セサルモノニシテ渡航ノ資格ナキモノト存シ候而シテ同
國イグアペ行殖民ノ家族構成要件モ同様ニ心得取扱居リ候

一一一 「ブラジル」移民関係雑纂 四一二 四一三

四二六

外今回警視庁ヨリ回送ニ係ル貴庁ニ於テ御承認相成タル海外興業株式会社ノ印刷物ニシテ「伯刺西爾殖民心得大要」中家族条件(丙)項ニ(夫婦ノミノ家族但シ募集総数ノ二割ヲ超ユルコトヲ得ス而シテ其ノ年令ハ五十歳以下トス)トノ一項有之候右ハイグアペ殖民地行ニ限り特ニ御許可相成タルモノニ候哉且下渡航希望者モ有之取扱上疑義相生シ候条至急何分ノ御回示相煩度此段及問合候也

四一二 十二月十八日

田中通商局長ヨリ
沖縄県知事宛

身代渡伯ノ沖縄県人ニ閔スル件

通三送第一一八二三号

沖縄県人我如古ウト、同盛栄ノ身代リ渡伯ニ

閔スル件

沖縄県中頭郡読谷山村字喜名一〇九〇

戸主盛有妻

我如古ウト

明治八年二月三日生

明治卅四年一月卅一日生

保第一二一七八号

長崎県知事
田中通商局長宛

鎌倉丸乗船並國行移民ニ閔スル件

(十二月二十七日接受)

同上長男

盛栄

添候

註 別紙省略

四一三 十二月十九日

長崎県知事
田中通商局長宛

鎌倉丸乗船並國行移民ニ閔スル件

大正八年十二月十九日
長崎県知事 渡辺勝三郎(印)
外務省通商局長 田中 都吉殿
首題ノ件ニ閔シ客月五日付通三送第一〇三四七号御通牒ニ基キ調査スルニ左記ノ通リニ有之候此段及回報候也
記

一、長崎市ニ恵比須ホテル無之右ハ神戸市栄町六丁目戎屋旅館南口政ノ助ヲ指シタルモノナルコト判明致候

二、当該亜国行移民カ長崎市恵比須屋ホテルト云ヘルハ亜国行移民十四名ノ渡航許可証カ兵庫及本県へ回送セラレ居タルヨリ南口ハ神戸ニ向ヒ居リタル移民ヲ当該ノ乗船港タリシ長崎ニ送リ来リ当初周旋ヲ為セル処ヨリ亜国行當該移民全部ト移民組合トノ間ニ立チテ便乗切符購買等ノ件ニ付周旋シ当地周旋業者ハ單ニ乗船ノ周旋ヲ為シタルニ止マルヨリ移民ニ於テ南口ヲ当長崎市ニ於ケル旅館主人ト誤認シタルモノト思料セラレ候

三、前頭南口カ始末書ヲ以テ申立ツル処ニ拠レハ當時買求メノ乗船切符ハ伯国「サントス」マテノコトナリシコトヲ移民ニ申含メ置キタリト云フモノニ有之一面海外興業

一二一 「ブラジル」移民関係雑纂 四一三

右者從米伯刺西爾渡航ノ希望ヲ有シ居タルモ家族構成上不備ノ点アリシヲ以テ其ノ意ヲ果ササリシ處同県同郡同村同字一〇七三番地戸主親仁長男山田親義カ妻「ウト」及弟親治ヲ以テ一家族ヲ構成シ渡航セントスルニ当リ「ウト」及親治ハ病氣ノ為出発ヲ中止セル由ヲ聞込ミ右家長親義ト協議ノ上我如古「ウト」ヲ山田「ウト」ニ同盛栄ヲ山田親治ト偽称シ大正六年十二月中渡伯セル旨別紙陳情書ノ通り申出アリタル趣ヲ以テ今回在「サンパウロ」野田總領事代理ヨリ取調方申越有之候実ニ他人ノ妻子ヲ同伴シ家族ナリト装フ如キハ極端ナル醜陋事ニ有之候ニ付右事実御調査ノ上相当御処置相成リ其ノ結果御回報有之度別紙旅券及戸籍謄本各一通相添ヘ此段申進候也
追テ戸籍謄本ハ御用済次第御查報ト共ニ御返付相成度申添候

一一一 「ブラジル」移民関係雑纂 四一四 四一五

四二八

入国ノ手続ヲ了スヘタ移民十四名ヲ集メ這般ノ事情ヲ述
ヘシニ移民ハ快諾セリトアリ各移民ハ前記ノ事情ヲ充分
承知シ居リタルモノト被認候然シテ組合ヨリ監督トシテ
同船マテ同行セル者ハ事情ヲ知悉シ居ルヘキニ問題惹起
ノ當時説明斡旋ヲ為ササルヘカラサルニ之ヲ為ササリシ
ハ何故ナリシカヲ疑ハル尙ニ有之候

五、旅券ト本人対照且ツ押抜印ヲ施ス際無査証ニ氣付カサ

リシハ管下長崎水上警察署ノ手落ニ有之候モ当地乗船周
旋業者取調ヲ為スニ旅券受有後南口カ査証ヲ受ケス出發
シ能フ旨ヲ語リタルヨリ之ヲ信シ居タリト申立ツルニ付
其理由ヲ究メス例ナキ取扱ヲ為スニ何等當庁ヘ伺出ヲモ
為ササリシハ周到ナル処置ニアラサルコトヲ嚴諭将来ヲ
戒メ置キタル次第ニ有之候

四一四 十二月二十日

田中通商局長ヨリ
新潟県知事宛

伯國サンパウロ州イグアペ行農業移民ノ家族

構成要件ニ関スル件

通三送第一一八七五号

渡航セス前頃梅木実ヲ其ノ身代リトシテ渡伯セシメタル旨
右梅木ヨリ申出タル趣ヲ以テ之カ事實取調方本月一日付通
三合送第一五七三号ヲ以テ御通牒ニ依リ取調候処別紙聽取
書ノ通ニ有之中山光雄ハ其當時僅カ十二歳位ノモノニシテ
同人カ梅木ヲ身代リトシテ渡伯セシメタルモノトハ難認光
雄ノ実兄新平ト梅木実ト共謀ノ上偽名渡航シタルモノト被
信候然ルニ本件ハ外国旅券規則第十九条ニ該当スル犯罪ト
思料セラルモ既ニ公訴ノ時効ニ罹リ居ルモノト被認候条
御承知相成度此段及回報候也

大正八年十二月二十日

熊本県知事 川 口 彦 治(印)

外務省通商局長 田中 都吉殿

(別
紙)

聴取書(一)

熊本県宇土郡綠川村大字城塚番地不詳平民吉之助
従弟亡中山松次三男平民農業

中山 光 雄

明治卅五年九月十五日生 当拾八年

右本職ニ対シ任意左ノ供述ヲナシタリ

一一一 「ブラジル」移民関係雑纂 四一五

本件ニ關シ本月十六日付保収第一三〇一五号ヲ以テ御照会

ノ趣了承右イグアペ行植民ノ家族構成法ハ曩ニ当省ニ於テ
承認致候「伯刺西爾植民心得大要記載ノ家族構成条件ニヨ
リサンパウロ州行珈琲耕地ニ就労スル農業家族移民トハ全
然別物ニ有之又同条件中(丙)項ハ「イグアペ」行植民ニ限り
適用スヘキ義ニ有之候条右様御承知相成度此段及回答候也

四一五 十二月二十日

川口熊本県知事ヨリ
田中通商局長宛

偽名渡航ノ長崎県人ニ関スル件

保移第一五七八号 (十二月二十三日接受)

長崎県人梅木実偽名渡航伯ニ関スル件
熊本県宇土郡綠川村大字笠原一五八〇番地

呼寄人 前田六次

同県同郡同村大字城塚八四七番地

長崎県西彼杵郡茂木村九六四ノ七

偽名渡航者 梅木実
被呼寄人 中山光雄

右中山光雄ハ其実兄新平ト共ニ在伯前田六次ノ呼寄ニ依リ
大正二年二月本県ヨリ伯國渡航ノ許可ヲ受ケタル処本人ハ

通三送第一一八七五号

一、私出生及本籍地ハ矢張リ前同所テアリマス

二、是マテ一度モ刑罰ヲ受ケタコトハアリマセヌ

三、位記勲章從軍記章年金恩給並ニ褒状ナトハ持チマセヌ

亦公務員テモ有リマセヌ

四、私ハ宇土郡綠川村大字笠原前田六次ナル人ハ知リマセヌ

ヌ亦同人ノ呼寄ニテ外国へ行ク様ニ願書ヲ出シマシタコ

トモ能ク覚エマセヌ次第アリマス

五、夫レテ私ノ名義テ下附ニ成リマシタ旅券ヲ梅木実ナル

人ニ貸シマシタ事モアリマセヌ元來梅木実ナル人ハ知リ

モ致シマセヌカ其時ハ十二歳位テアリマシタ故今日ト成

リテハ何事モ一切覚エテハ居リマセヌ

六、私ノ実兄新平ナル者ハ大正二年ノ頃外国ニ渡航致シマ

シタケレトモ実兄ノ忠兵衛ナルモノハ一度モ外国ニ行キ

マシタ事ハ有リマセヌ只今自宅ニ居リマシテ農業ヲ致シ

テ居リマス

七、私ノ姉ノ(カツ)モ外国ニ行テ居リマスカラ只今ハ自
宅ニハ盲目ノ母ト姉ト夫レト弟ノ重夫妹ノ(フシエ)兄
ノ忠兵衛ノ六人居リマス私ハ病身テ有リ(ルイレキ)マ
ス故少シモ農業等ノ働キハ出来マセヌ(少シ低脳ト認ム)

八、其ノ頃長崎県西彼杵郡茂木ノ梅木実ナル人力私方へ來
テ居リマシタカ否ヤノ事モ幼少ノ時代ニ付覚エテハ居リ
マセヌ

右録取ス

大正八年十二月十日

於宇土警察分所

警部補 荒木茂雄(印)

聽取書(二)

熊本県宇土郡綠川村大字城塚八百四十七番地戸主
吉之助従弟平民農業

中山忠兵衛

当三十八年五月廿五日生

右ハ本職ニ対シ任意左ノ供述ヲナシタリ

一、私ハ長崎県西彼杵郡茂木村ノ梅木実ナル人ハ親族雇人
同居人后見人ノ関係ニアリマセヌ曾テ知ラサル人テ有リ

マス然レ共中山光雄ハ私ノ寒弟テ有リマス
二、然ルニ大正二年一月頃移民取扱人中山憲道ナル人ノ取
扱ニ依リ私ノ実兄新平ト実弟光雄及私ノ三人ハ伯国サン

パウロ州在留ノ前田六次ノ呼寄ニヨリ伯国ヘ渡航スル様

熊本県ニ旅券下附ノ出願ヲ致シマシテ宇土警察分所ニ於
テ夫々御手数ヲ願ヒマシタコトハ相違ハアリマセヌ

三、処カ私ハ其ノ當時ハ飯野郡錢塘村ヘ下男奉公致シテ居
リマシタノテ主人ヨリ差止メラレマシタカラ渡航ヲ取り
止メマシタ又弟ノ光雄ハ其ノ折ヨリ病氣ニ(ルイレキ)
罹リテ居リマシタ故是モ渡航セヌ様ニ成リマシタカラ兄
ノ新平一人出発致シマシタ

四、前申シマシタ通リ私ハ下男奉公中テ有リマシタノテ兄
ノ出発ノ時モ郷里ヘハ帰ル事モ出来サル位ニ付梅木実ナ
ル人カ自宅ヘ來テ居リマシタカ否ノ事モ一切存シマセヌ
其ノ事ハ兄ノ新平カ知ツテ居ルナラント考ヘマス

五、右申立テ中弟ノ光雄ト同伴シテ当所ヘ出願致シマシタ
様ニ覺エマスケレ共確カニハ記憶シマセヌ
右録取ス

大正八年十二月十一日

於宇土警察分所

警部補 荒木茂雄(印)

事項一三 「メキシコ」革命動乱關係一件

四一六 八月二十日 在墨國伊藤臨時代理公使ヨリ

大鳥駐墨公使帰朝ノ途次ホノルルニ於ケル新

聞記者トノ会見談ニ闇スル件

政公信第一六〇号

(十一月二十日接受)

大正八年八月二十日

在墨臨時代理公使 伊藤敬一(印)

外務大臣子爵 内田 康哉殿

八月六日ノ当地各新聞紙ハ七月廿六日附「ホノルル」通信

トシテ大鳥公使ガ新聞記者ニ与ヘタル会見談ヲ大略左ノ如
キ意味ニテ掲載致候

駐墨日本公使大鳥富士太郎男爵ハ東京ヘノ帰途當市ニ於

テ声言シ米国ハ墨西哥国内秩序回復ノ為「カラランサ」大
統領ニ対シ武器弾薬ヲ供給シ「ヴィヤ」其他ノ叛賊ヲ討
伐セシメサル可カラスト云ヘリ

大鳥公使ハ又曰ク「カラランサ」大統領ハ墨国ヲ渾沌タル
状態ヨリ救出シ秩序ヲ回復スルニ十分ナル精力ヲ有スル
日本ノ侵略説ニ關シテ同公使ハ曰ク『日本ハ墨国ニ對
シ何等政治的企図ヲ有セス而シテ今現ニ墨国ニ在住スル
僅少ノ日本人ハ英、米、仏国等ノ資本家ト同一ノ形式ニ